

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2023年7月31日
【発行者名】 ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
(JAPAN FUND MANAGEMENT (LUXEMBOURG) S.A.)
【代表者の役職氏名】 コンダクティング・オフィサー ティエリー・グロージャン
(Thierry GROSJEAN)
コンダクティング・オフィサー兼取締役 小松崎 威士
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ミュンスバッハ L - 5365、
ガブリエル・リップマン通り 1 B
(1B, Rue Gabriel Lippmann L-5365 Munsbach, Grand Duchy of
Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
弁護士 十枝 美紀子
弁護士 三宅 章仁
弁護士 橋本 雅行
【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】 03(6775)1000
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 外貨建マネー・マーケット・ファンド (GAIKADATE MONEY MARKET FUND)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 米ドル・ポートフォリオ受益証券 (U.S. DOLLAR PORTFOLIO) 20億米ドル (約2,609億円) を上限とする。
(注) 米ドルの円貨換算は、2023年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル = 130.47円) による。
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2023年3月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2 【訂正の内容】

(1) 半期報告書に係る訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、以下のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報	(3) ファンドの仕組み			
第1 ファンドの状況	管理会社の概要	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
1 ファンドの性格	(ハ) 資本金の額			
	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
5 運用状況	(3) 運用実績		(2) 運用実績	更新/追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況		3 ファンドの経理状況		追加
1 財務諸表				
第三部 特別情報				
第1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
1 管理会社の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
2 事業の内容及び営業の概況				
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他	(3) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「管理会社」という。）が管理する外貨建マネー・マーケット・ファンド（Gaikadate Money Market Fund）（以下「トラスト」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

トラストは、サブ・ファンドである米ドル・ポートフォリオのみから成る（以下、サブ・ファンドを「ファンド」といい、ファンド受益証券を「ファンド証券」という。）。

（1）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2023年5月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	144,405,386.10	24.99
	フランス	139,504,908.96	24.14
	フィンランド	139,364,933.31	24.12
	オランダ	20,945,663.13	3.62
	スイス	20,839,820.19	3.61
小計		465,060,711.69	80.48
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		112,817,495.98	19.52
合計		577,878,207.67 (約80,770百万円)	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注2）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2023年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=139.77円）による。以下同じ。

（注3）トラストは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、ファンド証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限りファンドの基準通貨をもって行う。

（注4）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(2) 運用実績

純資産の推移

2023年5月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2022年6月末日	574,163	80,251	0.01	1
7月末日	578,290	80,828	0.01	1
8月末日	548,835	76,711	0.01	1
9月末日	528,986	73,936	0.01	1
10月末日	545,759	76,281	0.01	1
11月末日	560,438	78,332	0.01	1
12月末日	534,561	74,716	0.01	1
2023年1月末日	543,315	75,939	0.01	1
2月末日	550,476	76,940	0.01	1
3月末日	562,930	78,681	0.01	1
4月末日	560,715	78,371	0.01	1
5月末日	577,878	80,770	0.01	1

分配の推移

ファンド証券の1口当たりの純資産価格を、ファンドについて0.01米ドルに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終取引日に、（当該最終取引日の直前の日（当日を含む。）までに）宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび／または受益者の関係国において支払われる分配金についての源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定されるファンドの1口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

以下は、2023年5月までの1年間における前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金（源泉課税後）の額を表示した。

最終営業日	100口当たり分配金累計（源泉課税後）
	米ドル
2022年6月29日	0.000371
7月28日	0.000630
8月30日	0.001197
9月29日	0.001229
10月30日	0.001617
11月29日	0.001952
12月28日	0.002251
2023年1月30日	0.002534
2月27日	0.002390
3月30日	0.002695
4月27日	0.002571
5月30日	0.003113

2023年5月末日までの1年間における前記月次分配金（源泉課税後）の単純合計は、以下のとおりである。

	100口当たり分配金累計（源泉課税後）
	米ドル
2022年6月 - 2023年5月	0.022550

収益率の推移

	収益率（注）
2022年6月1日 - 2023年5月31日	2.2550%

（注）ファンドは、純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、2023年5月末日までの1年間における月次分配金の累計額を用いて、以下の計算式により算出された。なお、収益率の計算に際し用いた分配金は、源泉徴収税を控除したものである。

収益率（%） = $100 \times (a - b) / b$

a = 2023年5月末日の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落の額）

2 販売及び買戻しの実績

2023年5月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2023年5月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

販売口数	買戻し口数	発行済口数
62,134,080,133 (62,134,080,133)	68,027,387,837 (68,027,387,837)	57,787,820,767 (57,787,820,767)

（注）（ ）の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本文の中間財務書類は、ルクセングルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）
ファンドの日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2023年5月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=139.77円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

（1）資産及び負債の状況

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託
純資産計算書
2023年4月30日現在
(単位:米ドル)

外貨建マネー・マーケット・ファンド -
米ドル・ポートフォリオ

注 米ドル 千円

資産

投資有価証券時価評価額	2.2	468,413,518	65,470,157
現金預金		95,052,910	13,285,545
前払費用		7,643	1,068
未収銀行利息		12,704	1,776
資産合計		<u>563,486,775</u>	<u>78,758,547</u>

負債

未払管理報酬およびA I F M報酬	4	78,812	11,016
未払投資運用報酬	5	201,977	28,230
未払専門家報酬		19,162	2,678
未払保管報酬	6	54,123	7,565
未払販売会社報酬	7	394,059	55,078
未払発行税	8	17,858	2,496
その他の負債		<u>2,005,779</u>	<u>280,348</u>
負債合計		<u>2,771,770</u>	<u>387,410</u>
期末現在純資産額		<u>560,715,005</u>	<u>78,371,136</u>

発行済受益証券 56,071,500,494 口

1口当たり純資産価格 0.01 米ドル 1円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド
 ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託
 外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ
 統計情報

	2023年4月30日現在		2022年10月31日現在		2021年10月31日現在	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
純資産額	560,715,005	78,371,136	545,759,208	76,280,765	676,279,932	94,523,646
発行済受益証券口数	56,071,500,494 口		54,575,920,815 口		67,627,993,229 口	
1口当たり純資産価格	0.01	1 円	0.01	1 円	0.01	1 円

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託
財務書類に対する注記
2023年4月30日現在

注1. 設定

外貨建マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグの2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）のパート およびオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日の法律（以下、本注記において「AIFM法」という。）の規定により規制されるオープン・エンドの契約型アンブレラ・ファンド（以下「契約型投資信託」という。）である。外貨建マネー・マーケット・ファンドはマネー・マーケット・ファンド（以下「MMF」という。）として適格性を有し、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2017/1131（以下「MMF規則」という。）に規定された範囲内にある。

MMF規則の枠組みに基づき、外貨建マネー・マーケット・ファンド等のすべての既存のMMFは、MMF規則により導入された新規要件すべて（とりわけ、評価、ファンド規則、資産の適格性、内部与信特性評価手続、顧客確認方針およびストレステスト方針を含む。）を遵守しなければならず、それぞれの国の所轄官庁（ルクセンブルグ籍のファンドについてはCSSF（金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）））に対し、2019年1月21日までにMMF規則に基づく承認のための申請書を提出しなければならない。

2019年3月31日付のCSSFからの承認に伴い、外貨建マネー・マーケット・ファンドは公的債務固定基準価額MMF（以下「公債NAV MMF」という。）の仕組みを有する短期MMFとして適格性を有している。2019年2月28日に、既存の全受益者は、MMF規則による重大な変更について適式に通知を受けた。

ファンドは、ルクセンブルグ法に基づき設立され、ミュンスバッハ L - 5365、ガブリエル・リップマン通り 1 B に登記上の事務所を有する管理会社であるジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「JFML」という。）によって管理・運用される。JFMLは、ルクセンブルグの商業・会社登記簿においてB46 632番として登録され、AIFM法第2章に基づきファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）として行為する権限を付与されている。2014年7月以降、管理会社の資本金は2,500,000ユーロであった。

ファンドは、1997年10月8日に効力を発生し、1997年11月10日にメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシエイション紙（以下「メモリアル」という。）に公告されたファンドの約款（以下「約款」という。）に従って管理・運用される。約款の変更に関する通知は、メモリアルにおいて、2014年9月18日に公告された。2019年3月31日に効力を生じた直近の総合約款は、ルクセンブルグの商業登記簿（Luxembourg Business Registers）に届出が行われており、閲覧および複製を入手することができる。

ルクセンブルグの2016年5月27日法に従って、ファンドは、ルクセンブルグの商業・会社登記簿においてK164番として登録されている。

2023年4月30日現在、外貨建マネー・マーケット・ファンドは、存続期限の定めなく設立されており、1つのサブ・ファンドを有している。

外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ、1997年10月9日付で運用開始

注2. 重要な会計方針**2.1 財務書類の表示**

本財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの規則に従って作成されている。

2.2 有価証券投資の評価

サブ・ファンドの組入証券は、これら有価証券の均等償却法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額がファンダが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。サブ・ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と均等償却法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に監視される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者にもたらす可能性のある乖離が存在すると判定された場合、管理会社は、ファンダの英文目論見書に記載される調整的措置を行う。

2.3 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日における実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての投資有価証券の取得原価は、購入日における実勢為替レートで換算されている。

注3. 為替レート

2023年4月30日現在の以下の為替レートが使用されている。

1ユーロ	=	1.10295米ドル
1日本円	=	0.00744米ドル

注4. 管理報酬およびAIFM報酬

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、四半期毎に当該四半期中の日々の平均純資産総額の最大年率0.06%で支払われる管理報酬（四半期毎に最低5,500米ドル）を受領する権利を有する。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により隨時変更されることがある。

注5. 投資運用報酬

投資運用会社は、当該四半期中のサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均額に基づき四半期毎に計算された、サブ・ファンドの資産から四半期毎に米ドルで後払いされる投資運用報酬を受領する権利を有する。

- 2億米ドル以下	年率0.18%
- 2億米ドル超 5億米ドル以下	年率0.15%
- 5億米ドル超 20億米ドル以下	年率0.10%
- 20億米ドル超	年率0.09%

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により隨時変更されることがある。

注6. 保管報酬

保管受託銀行は、四半期毎に支払われるサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均の最大で年率0.032%の保管報酬、ならびに最大で年率0.008%の監督報酬およびモニタリング報酬を受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、当該サブ・ファンドが負担する。

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により隨時変更されることがある。

注7. 販売会社報酬

日本における販売会社は、ファンド資産から、四半期毎に支払われる当該四半期中のサブ・ファンドの日々の平均純資産総額の最大で年率0.30%の報酬を受領する権利を有する。販売会社間の配分は、当該販売会社により、関連する四半期中に販売されたサブ・ファンドの日々の発行済受益証券残高の平均に基づいて決定される。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により隨時変更されることがある。

注8. 発行税

ファンダは課税上、ルクセンブルグの法律の対象となっている。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法令により、ファンダは、当該四半期末日現在の純資産額に基づいて四半期毎に計算され、支払われる、年率0.01%の純資産額に対する年次税の対象となっている。

組入有価証券へのファンダの投資から生じる収益は、当該有価証券の発行国において源泉徴収される源泉税の対象となることがあり、かかる源泉税は必ずしも還付可能ではないことがある。

注9. 分配金

管理会社は、サブ・ファンドの1口当たり純資産額を、その投資方針において特定した金額に維持するために必要な額の分配金を毎日宣言することを意図している。サブ・ファンドの発行済受益証券に関する分配金は、受益証券の支払日から（当日を含む。）当該受益証券の払戻日（当日を除く。）の期間について発生している。

毎月の最終取引日に、宣言・発生済（最終取引日の直前を含む当該日まで）および未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび／または受益者関係諸国の分配金について支払われる源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定されるサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつきサブ・ファンドの受益証券が発行される。

販売会社またはディーラーが受益者のために名義書換代行会社に指示を与える場合、再投資に代えて、小切手または銀行送金により、現金で上記最終取引日の翌取引日に支払われる。ただし、支払請求がなされた国において適用される外国為替管理法令に従うものとする。

注10. 外部サポート

2020年7月9日、ESMA（欧洲証券市場監督局）は、MMF規則第35条に基づくMMFに対し、外部サポートを提供することを禁止する旨の公式声明を発表した。これは、特定のMMFが直面している流動性にかかる課題および新型コロナウイルス感染症がEUの金融市場に与える影響を緩和するために金融市場当局が講じている最近の措置を踏まえて行われたものである。この声明は、かかる介入がMMF規則の要件を遵守しなければならないことを喚起するものである。MMFは、通常の場合、関係会社または関連当事者との取引を行うことができるが、MMF規則第35条は、「MMFの流動性を保証すること、もしく

はMMFの1口当たり純資産価格または1株当たり純資産価格を安定させることを意図した、または事实上そのような結果となる、MMFのスポンサーを含む第三者によりMMFに提供される直接的または間接的なサポート」と定義される外部サポートをMMFが受けることを禁止するものである。これに関連して、MMFは、MMF規則第35条の下記の要件の両方が充足される場合に限り、関係会社または関連当事者を含む第三者との取引を行うことができる。

- 外部サポートには、他の例の中でもとりわけ、「第三者によるMMFの資産の水増し価格での購入」を含む。第三者が本項記載の外部サポートを行っているか否かを検証するため、MMFの資産に関連する第三者との取引は、独立当事者間の条件で行われる水増し価格で購入されない。
- 外部サポートには、「流動性特性およびMMFの1口当たり純資産価格または1株当たり純資産価格の維持を直接的又は間接的な目的とする第三者による行為」を含む。本項記載の直接的または間接的な目的とは、第三者が関連会社であるMMFのみと取引を行う場合を指す。

MMF規則第35条に従い、ファンドは、2023年4月30日に終了した会計期間につき外部サポートを受けていない。

注11. 取引費用

2022年11月1日から2023年4月30日までの期間にファンドに発生した取引費用は、譲渡性のある証券、金融デリバティブ商品またはその他の適格資産の購入または買戻しに関連する。取引費用には、手数料、決済報酬、仲介報酬、保管取引報酬が含まれる。2022年11月1日から2023年4月30日までの期間に取引費用は発生していない。

すべての取引費用が個別に識別可能なわけではない。

注12. S F T R 関連の開示

報告期間中、サブ・ファンドは、下記の範囲において、規則(EU)No.648/2012を改正する、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付規則(EU)2015/2365(以下「S F T R」という。)の適用対象となる取引を行っていない。

- ・ トータル・リターン・スワップ取引を行っていない。
- ・ S F T R 第3条(11)に規定する証券金融取引(レポ取引、有価証券または商品の貸付取引、有価証券または商品の借入取引、買戻取引、売戻取引または信用貸借取引を含む。)を行っていない。
- ・ 担保契約により受領した金融商品の再利用を行っていない。

注13. 分類法

米ドル・ポートフォリオを構成する投資証券は、サステナブルな投資を促進するための枠組みの設立に関する規則(EU)2020/852第7条およびサステナビリティに関連する開示に関する規則(以下「S F D R」という。)の改訂に基づく環境上サステナブルな経済活動に関するEUの基準を斟酌しない。

注14. 重要な事象

2022年2月、ドネツク人民共和国とルガンスク人民共和国がロシア連邦に公式に承認されたことを受け、多くの国(米国、英国、EUを含む。)がロシアの特定の企業(うち金融機関)および個人に対して新たな制裁を課した。2022年2月24日にロシアが開始したウクライナに対する軍事行動に対しては、すでに制裁措置を受けているロシアの銀行に対する国際決済システムSWIFTへのアクセスの制限を含む追加制裁が行われている。このような制裁は、制裁対象となる企業やその管理下にある企業を含む個人のみならず、制裁対象となる企業の取引先にも影響を与える可能性がある。制裁措置の結果および地政学的な不安定性は、金融市場に大きなボラティリティをもたらし、世界経済に悪影響を及ぼし、市場全体の不安定性を高める可能性がある。管理会社は、ファンドに上記に対するエクスポートナーがないことを確認している。

注15. 後発事象

サブ・ファンドの管理会社は、2023年5月1日から財務書類が発行可能となった日である2023年6月28日までの間の後発事象の検討を行い、上記に加えて開示を要する後発事象はないと判断した。

(2) 投資有価証券明細表等

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託
外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ
投資有価証券明細表
2023年4月30日現在

通貨	数量 / 額面	銘柄	取得原価 (米ドル)	時価 (米ドル)	対純資産 比率
<u>公定証券取引所に認められた、および/または 他の規制市場で取引された譲渡可能証券</u>					
コマーシャル・ペーパー					
フィンランド					
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE. PLC (USD) CP 02/06/23	19,824,962	19,905,749	3.55%
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE. PLC (USD) CP 23/05/23	19,834,667	19,933,333	3.56%
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE. PLC (USD) CP 24/05/23	19,766,899	19,931,903	3.55%
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE. PLC (USD) CP 30/05/23	19,830,990	19,914,154	3.55%
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE. PLC (USD) CP 06/07/23	19,754,323	19,813,717	3.53%
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE. PLC (USD) CP 07/06/23	<u>19,829,379</u>	<u>19,893,362</u>	<u>3.55%</u>
フィンランド合計			<u>118,841,220</u>	<u>119,392,218</u>	<u>21.29%</u>
フランス					
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 11/05/23	19,766,622	19,967,022	3.55%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 13/07/23	19,752,349	19,793,171	3.53%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 21/06/23	19,826,002	19,850,859	3.54%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 22/06/23	19,825,830	19,847,947	3.54%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 27/06/23	19,833,145	19,835,881	3.54%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 06/06/23	19,753,650	19,895,569	3.55%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 09/06/23	<u>19,823,899</u>	<u>19,886,211</u>	<u>3.55%</u>
フランス合計			<u>138,581,497</u>	<u>139,076,660</u>	<u>24.80%</u>
ドイツ					
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 12/06/23	12,801,309	12,926,713	2.31%
米ドル	21,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 14/07/23	20,739,967	20,779,972	3.71%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 15/05/23	12,848,858	12,972,666	2.31%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 16/05/23	12,894,036	12,968,732	2.31%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 22/05/23	12,853,470	12,960,925	2.31%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 25/05/23	12,893,855	12,953,776	2.31%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 26/06/23	12,890,144	12,897,119	2.30%

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

通貨	数量 / 額面	銘柄	取得原価 (米ドル)	時価 (米ドル)	対純資産 比率
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 26/07/23	12,836,784	12,840,371	2.29%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 05/06/23	12,881,504	12,933,782	2.31%
米ドル	23,000,000	LANDWIRTSCHAFTLICHE RENTENBANK (USD) CP 02/05/23	22,738,045	22,988,226	4.11%
米ドル	21,000,000	NRW BANK (USD) CP 08/06/23	20,741,334	20,884,724	3.72%
ドイツ合計			167,119,306	168,107,006	29.99%
スイス					
米ドル	21,000,000	EUROFIMA EUROPAEISCHE GESELLSCHAFT FUER DIE FINANZIERUNG VON (USD) CP 02/05/23	20,759,809	20,989,205	3.74%
スイス合計			20,759,809	20,989,205	3.74%
オランダ					
米ドル	21,000,000	BNG BK NV (USD) CP 20/06/23	20,819,830	20,848,429	3.72%
オランダ合計			20,819,830	20,848,429	3.72%
コマーシャル・ペーパー合計					
公定証券取引所に認められた、および／または 他の規制市場で取引された譲渡可能証券合計			466,121,662	468,413,518	83.54%
投資有価証券合計			466,121,662	468,413,518	83.54%

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド
 ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託
 外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ
 投資有価証券の地域別分類
 2023年4月30日現在

	対純資産比率
ドイツ	29.99%
フランス	24.80%
フィンランド	21.29%
スイス	3.74%
オランダ	3.72%
合計	83.54%

投資有価証券の業種別分類
 2023年4月30日現在

	対純資産比率
銀行	79.80%
国際的銀行	3.74%
合計	83.54%

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（1）資本金の額

管理会社の資本金は2,500,000ユーロ（約3億7,510万円）で、2023年5月末日現在全額払込済である。なお、1株25ユーロ（約3,751円）の記名式株式10万株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2023年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=150.04円）による。

（2）事業の内容及び営業の状況

管理会社の目的は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日の法律（改正済）（以下「2013年法」という。）に従ってオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）のオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）として行為することおよび2013年法別表1.に記載する活動を遂行することである。また、管理会社は、同別表2.に記載する活動を遂行することができる。

また、管理会社の目的は、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）（以下「2010年法」という。）第15章に従い、管理会社として行為し、ルクセンブルグの国内外の投資信託（以下「UCI」という。）の設定、販売促進、事務管理、運用およびマーケティング、ならびにとりわけ2010年法パートに基づくUCIの設立および2007年2月13日付専門投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2007年法」という。）に基づくAIFであるルクセンブルグ専門投資信託の設立であるが、これらに限定されない。

更に、管理会社は、一般的に、AIF、UCIおよびUCITS（以下、総称して「AIF等」という。）の運用、事務管理、マーケティングおよび販売促進に関連する活動を行うことができる。AIFMは、AIF等のために、証券、財産およびより一般的にはAIF等の認可投資対象を構成する資産について何らかの契約を締結し、かつ、売買、交換および交付を行うこと、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または債務証書を名簿登録する際にかかる受益者または第三者の名義における登録および移転を進めるかまたは開始すること、および、AIF等およびAIF等の受益者のために、全ての権利および特権（とりわけ、AIF等の資産を構成する証券に付随する全ての議決権）を行使することができる。これらの権限は、包括的なものではなく、明示的なものと思料される。

管理会社は、自らの目的および自らが運用するAIF等の目的の達成に直接的または間接的に関連する活動およびかかる達成のために有益および／または必要とみなされる活動を行うことができる。ただし、ルクセンブルグの法令、とりわけ2007年法、2010年法第15章および2013年法の規定に定める制限内に限る。

管理会社は、ファンドに関して投資助言・運用をアセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドに委託しており、また保管受託銀行の義務を確保することならびに会社事務・支払事務・管理事務代行業務、登録・名義書換事務代行業務および評価業務をルクセンブルグみずほ信託銀行に委託している。

管理会社は、2023年5月末日現在、ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託4本およびアイルランド籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託3本の管理・運用をしており、その純資産総額は、428,749,426米ドル、2,434,521,949ユーロ、38,000,000英ポンドおよび66,080,051,873円の合計である。

（3）その他

本書提出前6か月間において、管理会社およびトラストに重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の直近 2 事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の監査済財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条 5 項ただし書の規定適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3 第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2023年5月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 150.04円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ジャパン・ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

貸借対照表

2022年12月31日現在

(単位:ユーロ)

	注記	2022年		2021年		
		ユーロ	千円	ユーロ	千円	
資産						
流動資産						
債権						
a) 一年以内期限到来	3	821,090	123,196	585,954	87,917	
投資資産	4	15,001	2,251	16,436	2,466	
現金預金および手許現金	5	2,525,157	378,875	2,320,470	348,163	
合計(資産)		3,361,248	504,322	2,922,860	438,546	
資本金、準備金および負債						
資本金および準備金						
発行済資本金	6	2,500,000	375,100	2,500,000	375,100	
準備金	6	49,784	7,470	43,741	6,563	
前期繰越(損)益	6	248,380	37,267	133,561	20,039	
当期(損)益	6	345,644	51,860	120,862	18,134	
債務						
a) 一年以内期限到来	7	217,440	32,625	124,696	18,709	
合計(資本金、準備金および負債)		3,361,248	504,322	2,922,860	438,546	

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(2) 損益の状況

ジャパン・ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ
損益計算書
2022年12月31日終了年度
(単位:ユーロ)

		2022年			2021年
	注記	ユーロ	千円	ユーロ	千円
損益合計	9,10	1,534,159	230,185	1,230,850	184,677
人件費					
a) 賃金およびサラリー	11	(1,014,778)	(152,257)	(966,735)	(145,049)
b) 社会保障費		(212,172)	(31,834)	(210,639)	(31,604)
. 年金関連		(134,364)	(20,160)	(131,291)	(19,699)
. その他の社会保障費		(77,808)	(11,674)	(79,348)	(11,905)
参加持分からの収益					
a) 関連投資事業による収益		336	50	1,187	178
特別利益	13	70	11	0	0
その他の未収利息およびその他の類似収益					
a) 関連投資事業による収益		0	0	0	0
流動資産として保有する金融資産および投資資産に関する評価額の調整	4	(737)	(111)	(108)	(16)
未払利息およびその他の財務費用					
a) 関連投資事業から生じた支出		(151)	(23)	(4,223)	(634)
b) その他利息および類似費用		52,907	7,938	85,092	12,767
上記科目に含まれないその他の税金	8	(13,990)	(2,099)	(14,562)	(2,185)
当期(損)益		345,644	51,860	120,862	18,134

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2022年12月31日現在

注1. 概況

管理会社（以下「当社」または「J F M L」という。）は、当初 I B J ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイと称され、1994年1月28日、ルクセンブルグの法律に準拠した「株式会社」（Société Anonyme）として、ルクセンブルグにおいて設立された。この名称は、2001年5月21日付で、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイに変更された。

当社は、2014年7月1日付でオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「A I F M」という。）として、また2016年4月7日付でU C I T S 管理会社として認可されている。さらに、2019年3月20日を効力発生日として、運用会社としてのJ F M Lは、欧州議会および欧州理事会の2017年6月14日付の金融市場ファンドに関する規則（E U）2017 / 1131第5条に従い、金融市場ファンドとして一または複数のオルタナティブ投資ファンドを管理するために、C S S F によって正式に承認されている。

当社の目的は、オルタナティブ投資ファンド（以下「A I F」という。）に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律（改正済）（以下「2013年法」という。）に基づきA I F Mとして行為することおよび2013年法別表 1. に記載する活動を遂行することである。また、当社は、同別表 2. に記載する活動を遂行することができる。また、当社の目的は、2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2010年法」という。）第15章に従い、管理会社として行為し、ルクセンブルグの国内外の投資信託（以下「U C I」という。）の設定、販売促進、事務管理、運用およびマーケティング、ならびにとりわけ2010年法パート にに基づくU C I の設定および2007年2月13日付専門投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2007年法」という。）に基づくA I F であるルクセンブルグ専門投資信託（以下「S I F」という。）の設立であるが、これらに限定されない。

更に、当社は、一般的に、A I F、U C I およびU C I T S（以下、総称して「A I F等」という。）の運用、事務管理、マーケティングおよび販売促進に関連する活動を行うことができる。また、A I F等のために、証券、財産およびより一般的にはA I F等の認可投資対象を構成する資産について何らかの契約を締結し、かつ、売買、交換および交付を行うこと、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または債務証書を名簿登録する際にかかる受益者または第三者の名義における登録および移転を進めるかまたは開始すること、および、A I F等およびA I F等の受益者のために、すべての権利および特権（とりわけ、A I F等の資産を構成する証券に付随するすべての議決権）を行使することができる。これらの権限は、包括的なものではなく、明示的なものと思料される。

管理会社は、自らの目的および自らが運用するA I F等の目的の達成に直接的または間接的に関連する活動およびかかる達成のために有益および／または必要とみなされる活動を行うことができる。ただし、ルクセンブルグの法令、とりわけ2007年法、2010年法第15章および2013年法の規定に定める制限内に限る。

当社は、普通株式の100%を保有する、ルクセンブルグみずほ信託銀行（ミズホ・トラスト・アンド・バンキング（ルクセンブルグ）エス・エイ）（以下「みずほ信託銀行」という。）の子会社である。ルクセンブルグみずほ信託銀行の登記上の事務所は、ミュンスバッハ L - 5365、ガブリエル・リップマン通り 1 B に所在している。同所在地で年次財務書類が入手可能である。

当社の最終的な親会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループである。

みずほ信託銀行株式会社の連結財務書類については、日本 〒100-8176 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 大手町タワーの株式会社みずほフィナンシャルグループから入手することができる。

当社は、2022年12月31日現在、ルクセンブルグ籍投資信託6本およびアイルランド籍契約型投資信託3本（2021年はルクセンブルグ籍投資信託5本およびアイルランド籍契約型投資信託3本）に対し、A I F Mとして行為している。

注2. 重要な会計方針の要約

2.1 作成の基礎

当社は、ルクセンブルグの法律上および規制上の要件（以下「ルクセンブルグG A A P」という。）に従って、年次財務書類を作成している。

当社は、会計帳簿をユーロで記帳しており、年次財務書類を当該通貨で表示している。

注10において、管理費およびその他の費用をより明確に表示するために、その他の外部費用の再分類が行われた。なお、主要な財務諸表に与える影響はない。

2.2 重要な会計方針

当社が採用する主要な会計方針は、以下に要約される。

債権

債権は、額面価格で計上される。返済に部分的または全体的な調整があった場合、評価額の調整が行われる。かかる事由が存在しなくなった場合、評価額の調整は中止される。

投資資産

当社のポートフォリオに含まれる有価証券は、取得原価または入手可能な最終市場価格のいずれか低い価格で表示されている。

評価額の調整は、市場価格が購入価格よりも低い場合に計上される。かかる評価額の調整は、かかる事由が適用されなくなった場合、取り消される。

外貨換算

ユーロ以外の通貨建てのすべての資産は、取得時の為替レートと貸借対照表日の実勢為替レートのうち、いずれか低い方でユーロに換算され、個別に評価されている。

ユーロ以外の通貨建てのすべての負債は、取得時の為替レートと貸借対照表日の実勢為替レートのうち、いずれか高い方でユーロに換算され、個別に評価されている。

未実現為替損失とともに実現為替損益のみが損益計算書に反映されている。

ユーロ以外の通貨建て収益および費用は、支払日の実勢為替レートでユーロに換算されている。

管理報酬

管理報酬は、A I F等の目論見書に定められる条件または当社およびA I F等の間の契約上の取決めに従い、計上される。当社は、各収益を発生主義ベースで計上している。

注3. 債権

2022年12月31日および2021年12月31日現在、貸借対照表中の債権の項目は、主に未収のファンドサポート報酬、管理報酬およびA I F M報酬を表しており、821,090ユーロ（2021年は585,954ユーロ）であった。

注4. 投資資産

2022年12月31日現在、当社の投資資産は以下のとおり構成されている。

	数量	取得原価 (ユーロ)	所在地	法人名称	
1	1	100.00	ルクセンブルグ	グローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンド	ユーロピアン・インカム・ファンド(1)
2	1	100.00	ルクセンブルグ	グローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンド	ユーロピアン・グロース・ファンド(1)
3	10	1,000.00	ケイマン	N L G I リアル・アセット・ファンド・オブ・ファンズ	N L G I インフラストラクチャー・ファンド・E U R (1)
4	10	1,000.00	ケイマン	N L G I リアル・アセット・ファンド・オブ・ファンズ	N L G I ヨーロピアン・グロース・ファンド (1)
5	10	1,000.00	ケイマン	N L G I リアル・アセット・ファンド・オブ・ファンズ	N L G I ヨーロピアン・コア・ファンド(1)
6	10	1,000.00	ケイマン	N L G I リアル・アセット・ファンド・オブ・ファンズ	N L G I インフラストラクチャー・ファンド・E U R (1)
7	10	839.07	ケイマン	N A M ダイバーシファイド・ストラテジー・ファンド	ニッセイ・マルチマネジャー・マルチ・アセット・インベストメント・ファンド・シリーズ1
8	10	742.26	ケイマン	N A M ダイバーシファイド・ストラテジー・ファンド	ニッセイ・マルチマネジャー・マルチ・アセット・インベストメント・ファンド・シリーズ2
9	10	760.98	ケイマン	N A M ダイバーシファイド・ストラテジー・ファンド	ニッセイ・マルチマネジャー・マルチ・アセット・インベストメント・ファンド・シリーズ3
10	10	780.82	ケイマン	N A M ダイバーシファイド・ストラテジー・ファンド	ニッセイ・ヨーロピアン・ハイブリッド・ボンド・ファンド
11	10	906.00	ケイマン	N A M ダイバーシファイド・ストラテジー・ファンド	マルチマネジャー・ダイバーシファイド・サステナブル・ファンド
12	1	1,087.03	アイルランド	N A M インベストメント・ファンド	アジア・エクセレント・エクイティ・ファンド
13	1	1,185.20	アイルランド	N A M インベストメント・ファンド	アジア・パシフィック・ダイナミック・エクイティ・ファンド
14	1	912.70	アイルランド	N A M インベストメント・ファンド	ニッセイ・グレーター・チャイナ・エクイティ・ファンド
15	1	912.70	アイルランド	N A M インベストメント・ファンド	ニッセイ・アセアン・エクイティ・ファンド
16	10	1,000.00	ケイマン	N L G I リアル・アセット・ファンド・オブ・ファンズ	N L G I ヨーロピアン・グロース・ファンド・E U R (1)
17	10	1,000.00	ケイマン	S C H ヨーロピアン・インフラストラクチャー・デット・インベストメント・トラスト	S C H ヨーロピアン・インフラストラクチャー・デット・インベストメント・トラスト・セリエ1
18	10	850.38	ケイマン	グローバル・オルト・ファンド	D W - K Y アジア・コア・リアル・エーステート・ファンド

19	10	1,000.00	ケイマン	N L G I リアル・アセット・ファンド・オブ・ファンズ	N L G I インフラストラクチャー・ファンド・E U R (1)
20	100	95.43	ケイマン	ニッセイ・コア・グローバル・リニューアルズ・ファンド・オブ・ファンズ・エル・ピー	
	合計	16,273			

2022年12月31日現在、1,272ユーロ（2021年は534ユーロ）の価値調整が記録されている。

(1) 投資先であるグローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンドおよびN L G I リアル・アセット・ファンド・オブ・ファンズは、年度末前に入手可能な最新の公式な純資産価額（2022年9月30日付）に基づき再評価されている。

注5. 現金預金および手許現金

2022年12月31日現在、ルクセンブルグみずほ信託銀行が保有するJ F M Lの当座預金は、2,525,157ユーロ（2021年は2,320,470ユーロ）であった。

注6. 資本金および準備金

当社の株主資本の変動の要約は、下記のとおりである。

（単位：ユーロ）

	払込済資本	法定準備金	前期繰越益	当期末損益
2021年12月31日現在の残高	2,500,000	43,741	133,561	120,862
2021年4月30日開催の株主総会の結果を受けた配分	-	6,043	114,819	(120,862)
当期利益	-	-	-	345,644
2022年12月31日現在の残高	2,500,000	49,784	248,380	345,644

6.1 払込済資本

2022年12月31日および2021年12月31日現在、引受済、発行済かつ全額払込済資本金の額は、額面25ユーロの記名株式100,000株で表章される250万ユーロであり、ルクセンブルグみずほ信託銀行が全額出資している。

2022年および2021年に、当社は自己株式の取得を行っていない。

6.2 準備金

法定準備金

ルクセンブルグの会社は、前期繰越損失控除後の年次純利益の5%を最低額とする法定準備金を、当該準備金が発行済株式資本金の額面価格の10%相当に達するまで積み立てなければならない。当社の存続期間中、当該準備金は、現金配当または他の方法により分配されない。法定準備金への積立は、株主総会での承認後に発効した。

注7. 債務

217,440ユーロの一年以内に期限が到来する債務（2021年は124,696ユーロ）は、主に監査報酬、専門家報酬および業務関連費用に関するものである。

注8. 税金

当社は、ルクセンブルグにおけるすべての商事会社に適用される全税金が課されている。

2022年12月31日に終了した年度に計上された税金費用は、13,990ユーロ（2021年は14,562ユーロ）であり、純資産税に対応している。

注9. 損益合計

2022年12月31日および2021年12月31日に終了した年度において、売上総額は以下のように分類される。

（単位：ユーロ）

	2022年	2021年
受領済管理報酬 / A I F M報酬	1,261,542	907,009
受領済専門家報酬	1,251,893	1,014,813
受領済法務費用および総務費用	15,000	13,860
支払済投資顧問報酬	(138,264)	(16,052)
その他の外部費用（注10）	(856,012)	(688,780)
	1,534,159	1,230,850

目論見書またはA I F等との間の契約上の取決めに定めるとおり、当社は、管理報酬および／またはA I F M報酬を受領する権利を有する。

当社は、当該期間中、特定の年率において各投資ファンドまたはシリーズ・トラストの平均純資産価額を基準に四半期毎に計算される管理報酬および／またはA I F M報酬を、投資ファンドから受領する権利を有する。

2021年8月31日付で、当社およびみずほ信託銀行は、改訂業務レベル契約を締結し、かかる契約においてみずほ信託銀行が当社を、ルクセンブルグおよびケイマン諸島に所在するファンドの一定の中央管理業務の提供を受けるために任命した。

2022年12月31日現在、当社は、かかる業務に対する報酬（みずほ信託銀行に請求されたその他の金額を含む。）として、総額1,251,893ユーロ（2021年は1,014,813ユーロ）の専門家報酬を計上している。

注10. その他の外部費用

（単位：ユーロ）

	2022年	2021年
業務関連費用	186,580	163,160
専門家および監督報酬ＩＴサービス	162,275	67,328
リスク管理に関する費用	129,097	96,543
貸出費用	123,889	124,229
付加価値税	71,611	68,434
その他の費用	57,943	52,952
弁護士費用	45,434	41,046
保険	33,802	31,903
年金制度	29,580	27,409
監査費用	15,801	15,776
	856,012	688,780

2021年7月19日付で、みずほ信託銀行および当社は、業務レベル契約を締結し、かかる契約において当社はみずほ信託銀行を、以下の業務、すなわち、人事、法務およびコンプライアンス、内部監査、一般管理、事業推進およびＩＴに関する業務の提供を受けるために任命した。

注11. 人件費

当期中、当社の雇用者数の平均は、以下のとおりである。

	2022年	2021年
経営陣	3	3
従業員	7	7

2022年12月31日現在、当社は3名のコンダクティング・オフィサーおよび7名の従業員を有していた。

2022年12月31日現在および2021年12月31日現在、当社は、取締役会の構成員または経営陣のいずれの者にも、融資を提供していない。

2022年12月31日現在および2021年12月31日現在、当社は取締役会の構成員もしくは経営陣を代理して、またはその利益のために、その他の前払金の拠出、コミットメントおよび保証の締結を行っていない。

注12. コミットメントおよび偶発債務

2022年12月31日および2021年12月31日現在、当社は金融商品に関連したフォワード・コミットメント契約を締結しておらず、保証の締結も行っていない。
財務上のコミットメントは、主に短期リース契約更新に伴う賃借料の支払に限定されている。

注13. 特別利益

NAMインベストメント・ファンド・アジア・パシフィック・エクイティ・フォーカス・ファンドおよびNAMインベストメント・ファンド・ノース・アメリカ・エクイティ・ファンドの投資主として行為する当社は、その清算に伴う70ユーロの最終残余金を受領した。

注14. 後発事象

2022年12月31日以降、2022年12月31日現在の年次財務書類に調整または追加の開示が必要となる事象は発生しなかった。

[次へ](#)

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Balance sheet
As of 31 December 2022
(expressed in EUR)

<u>ASSETS</u>	Note(s)	2022	2021
<u>Current assets</u>			
Debtors			
a) becoming due and payable within one year	3	821,090	585,954
Investments	4	15,001	16,436
Cash at bank and in hand	5	2,525,157	2,320,470
TOTAL (ASSETS)		3,361,248	2,922,860
<u>CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES</u>			
<u>CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES</u>			
Capital and reserves			
Subscribed capital	6	2,500,000	2,500,000
Reserves	6	49,784	43,741
Profit or (loss) brought forward	6	248,380	133,561
Profit or (loss) for the financial year	6	345,644	120,862
Creditors			
a) becoming due and payable within one year	7	217,440	124,696
TOTAL CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES		3,361,248	2,922,860

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

Japan Fund Management
 (Luxembourg) S.A.
 Profit and loss account
 For the year ended 31 December 2022
 (expressed in EUR)

	Note(s)	2022	2021
Gross profit or loss	9, 10	1,534,159	1,230,850
Staff costs			
a) Wages and salaries	11	(1,014,778)	(966,735)
b) Social security costs		(212,172)	(210,639)
i. Relating to pensions		(134,364)	(131,291)
ii. Other social security costs		(77,808)	(79,348)
Income from participating interests			
a) Derived from affiliated undertakings		336	1,187
Extraordinary income	13	70	0
Other interest receivable and other similar income			
a) Derived from affiliated undertakings		0	0
Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	4	(737)	(108)
Interest payable and other financial expenses			
a) Derived from affiliated undertakings		(151)	(4,223)
b) Other interest and similar expenses		52,907	85,092
Other taxes not included in the previous captions	8	<u>(13,990)</u>	<u>(14,562)</u>
Profit / (Loss) for the financial year		<u>345,644</u>	<u>120,862</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

Japan Fund Management

(Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts

As of 31 December 2022

Note 1 - General

The Management Company (hereafter the "Company" or "JFML"), initially denominated IBJ Fund Management (Luxembourg) S.A., was incorporated on 28 January 1994 in Luxembourg as a "Société Anonyme" governed by Luxembourg Law. Its name was changed to Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. effective as of 21 May 2001.

The Company has been authorised as the Alternative Investment Fund Manager (the "AIFM") on 1 July 2014, UCITS Management Company on 7 April 2016. Furthermore, and with effect from 20 March 2019, JFML as Manager has been duly approved by the CSSF to manage one or more alternative investment funds as monetary funds in accordance with article 5 of the Regulation (EU) 2017/1131 of the European Parliament and of the Council of 14 June 2017 on monetary funds.

The purpose of the Company is to act as AIFM in accordance with the modified Luxembourg Law of 12 July 2013 for alternative investment funds ("AIFs") (the "2013 Law") and to perform the activities listed in item 1 of the Annex 1 of the 2013 Law. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of such Annex. The purpose of the Company is further to act as management company in accordance with chapter 15 of the modified Luxembourg law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment (the "2010 Law"), including without limitation the creation, the promotion, the administration, the management and the marketing of Luxembourg and/or foreign undertakings for collective investment ("UCIs") and notably UCIs set-up under Part II of 2010 Law and Luxembourg specialized investment funds ("SIFs") set-up under the modified Luxembourg law of 13 February 2007 on specialized investment funds (the "2007 Law") which are AIFs.

The Company may more generally carry out any activities connected with the management, administration, marketing and promotion of the AIFs, UCIs and of UCITS (together the "Funds"). It may on behalf of the Funds enter into any contracts, purchase, sell, exchange and deliver any securities, property and, more generally, assets constitutive of authorised investments of the Funds, proceed to or initiate any registrations and transfers in their name or in third parties' names in the register of shares or debentures of any Luxembourg or foreign companies, and exercise on behalf of the Funds and the holders of units of the Funds, all rights and privileges, especially all voting rights attached to the securities constituting the assets of the Funds. The foregoing powers shall not be considered as exhaustive, but only as declaratory.

Japan Fund Management

(Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts (continued)

As of 31 December 2022

Note 1 - General (continued)

The Management Company may carry out any activities, linked directly or indirectly to, and deemed useful and/or necessary for, the accomplishment of its object and that of the Funds it manages, remaining, however, within the limitations set forth by the Luxembourg laws and regulations and, in particular, the provisions of the 2007 Law, Chapter 15 of the 2010 Law and the 2013 Law.

The Company is a subsidiary of Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. (the "Bank"), which owns 100% of the ordinary shares. The registered office of Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. is located at 1B, Rue Gabriel Lippmann L-5365 Munsbach. The annual accounts are available at the same address.

The ultimate parent of the Company is Mizuho Financial Group, Inc.

The consolidated accounts of Mizuho Trust & Banking Co, Ltd may be obtained from Mizuho Financial Group, Inc., Otemachi Tower, 1-5-5 Otemachi, Chiyoda-Ku, Tokyo, 100-8176, Japan.

The Company acts as AIFM for 6 Luxembourg investment funds and 3 Irish mutual investment funds as of 31 December 2022 (2021: 5 Luxembourg investment funds and 3 Irish mutual investment funds).

Note 2 - Summary of significant accounting policies

2.1. Basis of preparation

The Company prepares its annual accounts in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements ("Luxembourg GAAP").

The Company maintains its accounts in Euro (EUR) and the annual accounts are expressed in this currency.

A reclassification was in Note 10 where other external charges was disaggregated to provide a clearer presentation of administrative and other expenses. To note that no impact on the primary statements.

Japan Fund Management

(Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts (continued)

As of 31 December 2022

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2. Significant accounting policies

The principal accounting policies applied by the Company are summarized below:

Debtors

Debtors are recorded at their nominal value. A value adjustment is made when the reimbursement is partly or completely compromised. Such value adjustments are not continued if the reasons for which they were made have ceased to apply.

Investments

Securities included in the Company's portfolio are stated at the lower of their acquisition cost or their last available market value.

A value adjustment is recorded where the market value is lower than the cost of purchase. These value adjustments are reversed if the reasons for which they were made have ceased to apply.

Foreign currency translation

All assets expressed in a currency other than EUR are valued individually at the lower of their value translated into EUR at their historical exchange rates or at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

All liabilities expressed in a currency other than EUR are valued individually at the higher of their value translated into EUR at their historical exchange rates or at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

Only realized exchange gains and losses together with unrealized exchange losses are reflected in the profit and loss account.

Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rates prevailing at payment date.

Japan Fund Management

(Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts (continued)

As of 31 December 2022

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2. Significant accounting policies (continued)

Management fees

Management fees are recorded pursuant to terms defined in the prospectuses of the Funds or contractual arrangements between the Company and the Funds. The Company records the respective income on an accrual basis.

Note 3 - Debtors

As of 31 December 2022 and 2021, the balance sheet caption debtors mainly represents Fund Support, Management and AIFM fee receivables, thereof related parties EUR 821,090 (2021: EUR 585,954).

Japan Fund Management

(Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts (continued)

As of 31 December 2022

Note 4 - Investments

As of 31 December 2022, the Company's investments are composed as follows:

Quantity	Acquisition Cost (EUR)	Domiciliation	Entity name	
1	1	100.00	Luxembourg	Global Property Portfolio Fund
2	1	100.00	Luxembourg	European Income Fund (1)
3	10	1,000.00	Cayman	Global Property Portfolio Fund
4	10	1,000.00	Cayman	European Growth Fund (1)
5	10	1,000.00	Cayman	NLGI Real Asset Fund of Funds
6	10	1,000.00	Cayman	NLGI Infrastructure Fund EUR I (1)
7	10	1,000.00	Cayman	NLGI European Growth Fund II (1)
8	10	1,000.00	Cayman	NLGI European Core Fund (1)
9	10	1,000.00	Cayman	NLGI Infrastructure Fund EUR II (1)
10	10	839.07	Cayman	Nissay Multi-Manager Multi Asset Investment Fund Series 1
11	10	742.26	Cayman	Nissay Multi-Manager Multi Asset Investment Fund Series 2
12	10	760.98	Cayman	Nissay Multi-Manager Multi Asset Investment Fund Series 3
13	10	780.82	Cayman	Nissay European Hybrid Bond Fund
14	10	906.00	Cayman	Multi-Manager Diversified Sustainable Fund
15	1	1,087.03	Ireland	Asia Excellent Equity Fund
16	1	1,185.20	Ireland	Asia Pacific Dynamic Equity Fund
17	1	912.70	Ireland	Nissay Greater China Equity Fund
18	1	912.70	Ireland	Nissay ASEAN Equity Fund
19	10	1,000.00	Cayman	NLGI Real Asset Fund of Funds
20	10	1,000.00	Cayman	NLGI European Growth Fund EUR III (1)
21	10	1,000.00	Cayman	SCH European Infrastructure Debt Investment Trust
22	10	850.38	Cayman	SCH European Infrastructure Debt Investment Trust Serie 1
23	10	1,000.00	Cayman	DW-KY Asia Core Real Estate Fund
24	100	95.43	Cayman	NLGI Infrastructure Fund EUR III (1)
TOTAL		16,273		

As of 31 December 2022, a value adjustment was recorded for EUR 1,272 (2021: EUR 534).

- 1) The underlying Global Property Portfolio Fund and NLGI Real Asset Fund of Funds have been revalued based on the last available official Net Asset Value prior to year-end, which is dated 30 September 2022.

Note 5 - Cash in bank and in hand

As at 31 December 2022, JFML current accounts held with Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. amount to EUR 2,525,157 (2021: EUR 2,320,470).

Japan Fund Management

(Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts (continued)

As of 31 December 2022

Note 6 - Capital and reserves

The movements of shareholders' equity of the Company may be summarized as follows:

	Subscribed Capital EUR	Legal reserve EUR	Profit brought forward EUR	Profit or loss at the end of the financial year EUR
Balance as of 31 December 2021	2,500,000	43,741	133,561	120,862
Result allocation following the Shareholders' meeting held 30 April 2021	-	6,043	114,819	(120,862)
Profit for the financial year	-	-		345,644
Balance as of 31 December 2022	2,500,000	49,784	248,380	345,644

6.1. Subscribed capital

As at 31 December 2022 and 2021, the capital subscribed, issued and fully paid in, amounts to EUR 2,500,000 represented by 100,000 shares with a face value of EUR 25 each and fully owned by Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

In 2022 and 2021, the Company did not purchase own shares.

6.2. Reserves

Legal reserve

Luxembourg companies are required to appropriate to legal reserve a minimum of 5% of the annual net income, after deducting any losses brought forward, until this reserve equals 10% of the nominal value of the subscribed share capital. This reserve may not be distributed in the form of cash dividends, or otherwise, during the life of the Company. The appropriation to legal reserve is done after the approval at the general meeting of shareholders.

Japan Fund Management

(Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts (continued)

As of 31 December 2022

Note 6 - Capital and reserves (continued)

6.2. Reserves

Legal reserve

Luxembourg companies are required to appropriate to legal reserve a minimum of 5% of the annual net income, after deducting any losses brought forward, until this reserve equals 10% of the nominal value of the subscribed share capital. This reserve may not be distributed in the form of cash dividends, or otherwise, during the life of the Company. The appropriation to legal reserve is done after the approval at the general meeting of shareholders.

Note 7 - Creditors

Creditors of EUR 217,440 (2021: EUR 124,696) becoming due and payable within one year relate primarily to audit fees, professional fees and services costs.

Note 8 - Taxes

The Company is subject to all taxes applicable to all commercial companies in Luxembourg.

The tax expense recorded for the year ended 31 December 2022 amounts to EUR 13,990 (2021: EUR 14,562) and corresponds to the net worth tax.

Japan Fund Management

(Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts (continued)

As of 31 December 2022

Note 9 - Gross profit or loss

For the years ended 31 December 2022 and 2021, the gross turnover can be split as follows:

	2022 EUR	2021 EUR
Management fees/AIFM fee received	1,261,542	907,009
Professional fees received	1,251,893	1,014,813
Legal and Administration fees received	15,000	13,860
Advisory fees paid	(138,264)	(16,052)
Other external charges (Note 10)	(856,012)	(688,780)
	<hr/>	<hr/>
	1,534,159	1,230,850

As defined in the prospectuses or contractual arrangements with the Funds, the Company is entitled to receive management fees and/or AIFM fees.

The Company is entitled to receive from the investment funds management and/or AIFM fees based on specified rates per annum, calculated quarterly based on the average Net Asset Value of each investment fund or Series Trust during the relevant period.

On 31 August 2021, the Company and the Bank have signed an amended Service Level Agreement whereas the Bank appointed the Company for the provision of specified central administration related services for funds domiciled in Luxembourg and Cayman Islands.

As at 31 December 2022, the Company has recorded professional fees amounting to EUR 1,251,893 (2021: EUR 1,014,813) in consideration for such services including other amounts billed to the Bank.

Japan Fund Management

(Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts (continued)

As of 31 December 2022

Note 10 - Other external charges

	2022 EUR	2021 EUR
Services costs	186,580	163,160
Professionals and Supervisory fees	162,275	67,328
Risk Management related charges	129,097	96,543
Rent fees	123,889	124,229
VAT	71,611	68,434
Other charges	57,943	52,952
Lawyer costs	45,434	41,046
Insurance	33,802	31,903
Pension scheme	29,580	27,409
Audit	15,801	15,776
	<hr/>	<hr/>
	856,012	688,780
	<hr/>	<hr/>

On 19 July 2021, the Bank and the Company have signed a Service Level Agreement whereas the Company appointed the Bank for the provision of the following services: Human Resources, legal and compliance, internal audit, general administration, business promotion and IT.

Note 11 - Staff costs

The average number of persons employed during the year by the Company was:

	2022	2021
Management	3	3
Employees	7	7
	<hr/>	<hr/>

As at 31 December 2022, the Company has 3 Conducting Officers and 7 employees.

As of 31 December 2022 and 2021, the Company has not granted any loans to the members of the Board of Directors or Management.

Japan Fund Management

(Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts (continued)

As of 31 December 2022

Note 11 - Staff costs (continued)

As of 31 December 2022 and 2021, the Company has not entered into any other advances, commitments or guarantees on behalf or to the benefit of the members of the Board of Directors or Management.

Note 12 - Commitments and Contingencies

As of 31 December 2022 and 2021, the Company has not contracted any forward commitments involving financial instruments and has not issued any guarantees.

Financial commitments are mainly limited to rental payments for short-term lease renewal.

Note 13 - Extraordinary income

The Company, acting as a shareholder in NAM Investment Fund - Asia Pacific Equity Focus Fund and NAM Investment Fund - North America Equity Fund, received final residual cash of EUR 70 further to their liquidation.

Note 14 - Subsequent events

No events have occurred subsequent to 31 December 2022 that would require adjustment to or additional disclosure in the annual accounts as at 31 December 2022.

[次へ](#)

（2）その他の訂正

（注）_____の部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

4 手数料等及び税金

（5）課税上の取扱い

日本

<訂正前>

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（後略）

<訂正後>

2023年7月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

2023年7月31日現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（後略）

5 運用状況

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

<訂正前>

(全銘柄)

(2023年1月末日現在)

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	(米ドル)			投資比率(%)
						額面金額	取得金額	時価	
1	LANDESKREDIT BANK BADEN-WUERTTEMBERG (USD) CP 9/2/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2023/2/9	21,000,000.00	20,844,965.57	20,980,313.09	3.86
2	ERSTE ABWICKLUNGSANSTALT (USD) CP 24/3/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2023/3/24	21,000,000.00	20,843,546.03	20,864,760.13	3.84
3	BNG BANK N.V. (USD) CP 28/3/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	オランダ	-	2023/3/28	21,000,000.00	20,838,633.72	20,854,505.81	3.84
4	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 6/2/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フィンランド	-	2023/2/6	20,000,000.00	19,857,867.31	19,988,719.63	3.68
5	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 7/2/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	-	2023/2/7	20,000,000.00	19,786,612.38	19,986,083.42	3.68
6	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 8/2/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フィンランド	-	2023/2/8	20,000,000.00	19,850,624.05	19,983,402.67	3.68
7	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 13/2/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フィンランド	-	2023/2/13	20,000,000.00	19,849,934.50	19,971,416.10	3.68
8	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 16/2/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	-	2023/2/16	20,000,000.00	19,784,611.53	19,964,882.31	3.67
9	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 17/2/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	-	2023/2/17	20,000,000.00	19,784,361.45	19,962,497.64	3.67
10	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 22/2/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フィンランド	-	2023/2/22	20,000,000.00	19,841,619.78	19,948,031.49	3.67

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	(米ドル)			投資比率(%)
						額面金額	取得金額	時価	
11	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 6/3/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	-	2023/3/6	20,000,000.00	19,782,722.51	19,921,207.06	3.67
12	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 7/3/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	-	2023/3/7	20,000,000.00	19,781,486.01	19,918,357.41	3.67
13	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 27/3/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フィンランド	-	2023/3/27	20,000,000.00	19,856,372.24	19,870,735.02	3.66
14	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 29/3/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フィンランド	-	2023/3/29	20,000,000.00	19,850,656.89	19,862,898.13	3.66
15	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 19/4/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	-	2023/4/19	20,000,000.00	19,771,393.27	19,804,414.24	3.65
16	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 24/4/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	-	2023/4/24	20,000,000.00	19,768,882.54	19,791,740.31	3.64
17	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 14/2/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2023/2/14	13,000,000.00	12,877,577.17	12,982,701.12	2.39
18	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 15/2/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2023/2/15	13,000,000.00	12,905,371.36	12,978,971.41	2.39
19	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 21/2/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2023/2/21	13,000,000.00	12,903,652.73	12,969,891.48	2.39
20	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 9/3/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2023/3/9	13,000,000.00	12,911,384.86	12,944,997.50	2.38

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	(米ドル)			投資比率(%)
						額面金額	取得金額	時価	
21	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 20/3/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2023/3/20	13,000,000.00	12,854,752.01	12,924,981.81	2.38
22	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 23/3/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2023/3/23	13,000,000.00	12,858,078.95	12,921,154.97	2.38

<訂正後>

(全銘柄)

(2023年5月末日)

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	(米ドル)			投資比率(%)
						額面金額	取得金額	時価	
1	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG (USD) CP 15/6/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2023/6/15	25,000,000.00	24,891,755.44	24,951,115.36	4.32
2	NRW BANK (USD) CP 8/6/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2023/6/8	21,000,000.00	20,741,332.54	20,980,318.78	3.63
3	BNG BANK NV (USD) CP 20/6/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	オランダ	-	2023/6/20	21,000,000.00	20,819,830.39	20,945,663.13	3.62
4	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 14/7/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2023/7/14	21,000,000.00	20,739,966.90	20,877,127.22	3.61
5	EUROFIMA EUROPÄISCHE GESELLSCHAFT (USD) CP 25/7/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	スイス	-	2023/7/25	21,000,000.00	20,816,089.85	20,839,820.19	3.61
6	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 2/6/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フィンランド	-	2023/6/2	20,000,000.00	19,824,962.11	19,997,307.11	3.46
7	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 6/6/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	-	2023/6/6	20,000,000.00	19,753,650.04	19,986,611.42	3.46
8	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 7/6/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フィンランド	-	2023/6/7	20,000,000.00	19,829,379.21	19,984,004.30	3.46
9	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 9/6/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	-	2023/6/9	20,000,000.00	19,823,897.71	19,978,325.87	3.46
10	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 21/6/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	-	2023/6/21	20,000,000.00	19,826,002.05	19,944,762.56	3.45

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	(米ドル)			投資比率(%)
						額面金額	取得金額	時価	
11	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 22/6/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	-	2023/6/22	20,000,000.00	19,825,830.08	19,941,943.36	3.45
12	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 27/6/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	-	2023/6/27	20,000,000.00	19,833,145.40	19,928,881.65	3.45
13	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 28/6/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フィンランド	-	2023/6/28	20,000,000.00	19,906,571.82	19,923,558.76	3.45
14	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 6/7/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フィンランド	-	2023/7/6	20,000,000.00	19,754,322.08	19,905,508.49	3.44
15	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 11/7/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フィンランド	-	2023/7/11	20,000,000.00	19,827,981.25	19,887,200.82	3.44
16	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 13/7/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	-	2023/7/13	20,000,000.00	19,752,349.43	19,885,699.74	3.44
17	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 12/7/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フィンランド	-	2023/7/12	20,000,000.00	19,827,981.25	19,884,380.84	3.44
18	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 28/7/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	-	2023/7/28	20,000,000.00	19,821,703.77	19,838,684.36	3.43
19	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 17/8/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フィンランド	-	2023/8/17	20,000,000.00	19,740,695.00	19,782,972.99	3.42
20	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 5/6/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2023/6/5	13,000,000.00	12,881,504.47	12,993,029.67	2.25
21	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 12/6/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2023/6/12	13,000,000.00	12,801,309.45	12,982,085.28	2.25

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	(米ドル)			投資比率(%)
						額面金額	取得金額	時価	
22	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 26/6/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2023/6/26	13,000,000.00	12,890,143.75	12,956,406.25	2.24
23	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 24/7/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2023/7/24	13,000,000.00	12,884,442.65	12,902,785.09	2.23
24	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 26/7/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2023/7/26	13,000,000.00	12,836,783.86	12,901,352.88	2.23
25	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 16/8/23	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2023/8/16	13,000,000.00	12,831,937.27	12,861,165.57	2.23

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(3) 役員および従業員の状況

<訂正前>

(2023年1月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式数
川崎 信次	取締役および会長	みずほ信託銀行株式会社 経営企画部品質管理室 室長	0
橋 俊英 ^(注)	コンダクティング・ オフィサー兼取締役	ジャパン・ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ)エス・エイ	0
エルベ・ルクレ (Hervé LECLERCQ)	独立取締役	ルーサー(ルクセンブルグ)エス・エイ	0
ティエリー・ グロージャン (Thierry GROSJEAN)	コンダクティング・ オフィサー	ジャパン・ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ)エス・エイ	0
ティボー・ マーティン (Thibault MARTIN)	コンダクティング・ オフィサー	ジャパン・ファンド・マネジメント(ル クセンブルグ)エス・エイ	0

(注)橋 俊英氏は、2023年2月13日付で退任し、同日付で小松崎 威士氏が後任に着任している。

<訂正後>

(2023年5月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式数
川崎 信次	取締役および会長	みずほ信託銀行株式会社 経営企画部品質管理室 室長	0
小松崎 威士	コンダクティング・ オフィサー兼取締役	ジャパン・ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ)エス・エイ	0
エルベ・ルクレ (Hervé LECLERCQ)	独立取締役	ルーサー(ルクセンブルグ)エス・エイ	0
ティエリー・ グロージャン (Thierry GROSJEAN)	コンダクティング・ オフィサー	ジャパン・ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ)エス・エイ	0
ティibo・ マーティン (Thibault MARTIN)	コンダクティング・ オフィサー	ジャパン・ファンド・マネジメント(ル クセンブルグ)エス・エイ	0

[次へ](#)

第3 投資信託制度の概要

投資信託制度の概要は、以下に更新されます。

(2023年5月付)

・定義

1915年法	1915年8月10日商事会社法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2012年7月1日を効力発生日として2010年法が継承）
2004年法	リスク・キャピタルに投資する投資法人（SICAR）に関する2004年6月15日法（改正済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（改正済）
AIF	2013年法第1条第39項の意味の範囲内でのオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年法第1条第46項の意味の範囲内でのオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EC）No.1060/2009および規則（EU）No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧洲議会および理事会指令2011/61/EU
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧洲議会および理事会指令2011/61/EUを補完する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No.231/2013
BMRまたは ベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドの業績を測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧洲議会および理事会規則（EU）2016/1011
CESR	欧州証券市場監督局（ESMA）に置き換わった欧州証券規制当局委員会第16章に基づく管理会社2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
CSSF	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合（EECの継承機関であるECを吸収）
FCP	契約型投資信託
KIDまたは PRIPs KID	規則1286/2014に言及される重要情報文書
KIIDまたは UCITS KIID	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条に言及される重要投資家情報文書

加盟国	EU加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるEU加盟国以外の国で、当該契約および関連する法律に定める制限内でEU加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	特定の行政府の公告が行われる官報の一版であるメモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティフ・エ・エコノミック
メモリアルC	要求される特定の会社の公告および通知が行われ、2016年6月1日付でRESAに置き換えられた官報の一版であるメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシエーション
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとして適格性を有するファンド
MMF規則	マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧洲議会および理事会規則(EU)2017/1131(随時改正および補完される。)
非個人投資家向けパート ファンド	発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への受益証券/投資口の販売が認められていないパート ファンド
パート ファンド	(特にUCITS指令をルクセンブルグ法において法制化する)2010年法パートに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド	2010年法パートに基づく投資信託
PRIPs	PRIPs規則の定義におけるパッケージ型個人投資家・保険向け投資金融商品
PRIPs規則またはパッケージ型個人投資家・保険向け投資金融商品(PRIPs)規則1286/2014	PRIPs規則またはパッケージ型個人投資家・保険向け投資金融商品(PRIPs)を対象とした重要情報文書に関する2014年11月26日付欧洲議会および理事会規則(EU)No.1286/2014(改正済)
RAIF	2016年法第1条の意味の範囲内でのリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
登録済みAIFM	運用資産が2013年法第3条およびAIFMDにおいて規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される適用除外を利用し、利益を享受している管理会社
個人投資家向けパート ファンド	発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への受益証券/投資口の販売が認められているパート ファンド
RESA	2016年6月1日付でメモリアルCに置き換わった公式発表の中央電子プラットフォームであるルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシエーション
SFDR	金融業セクターのサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧洲議会および理事会規則(EU)2019/2088(改正済)
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づくリスク・キャピタルに投資する投資法人
SFT規則	規則(EU)No.648/2012を改正する、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧洲議会および理事会規則(EU)2015/2365
SIF	2007年法に基づく専門投資信託
タクソノミー規則	規則(EU)2019/2088を改正する、サステナブルな投資を円滑にする枠組みの構築に関する2020年6月18日付欧洲議会および理事会規則(EU)2020/852
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

U C I T S 指令また 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）に関する法
は指令2009 / 65 / E C 法、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧洲議会および
理事会指令2009 / 65 / E C（改正済）

U C I T S 指令また 保管受託機能、報酬方針および制裁について譲渡性のある証券を投資対象
は指令2014 / 91 / E U とする投資信託（U C I T S）に関する法律、規則および行政規定の調整
に関する指令2009 / 65 / E Cを改正する2014年7月23日付欧洲議会および
理事会指令2014 / 91 / E U

U C I T S 法 U C I T S 指令をルクセンブルグ法に法制化し、2010年法および2013
年法を改正する2016年5月10日法

U C I T S 規則また 保管受託銀行の義務に関する欧洲議会および理事会指令2009 / 65 / E Cを
はE U規則2016 / 438 補完する2015年12月17日付委員会委任規則（E U）2016 / 438（改正済）

U C I T S 所在加盟国 U C I T S 指令第5条に基づきU C I T Sが認可を受けた加盟国

U C I T S ホスト加盟国 U C I T Sの受益証券が販売される、U C I T S 所在加盟国以外の加盟国

U C I T S 管理会社また 2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

は第15章に基づく管理会

社

. ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグ法に基づき、以下の形態の投資ビークルを設定することができる。

1) 規制されるルクセンブルグ投資ビークル

a) 投資信託（U C I ）

- U C I T S、すなわち指令2009 / 65 / E Cに基づき認可を受けた、2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
- パート ファンド、すなわち2010年法パート に基づく投資信託
- S I F、すなわち2007年法に基づく専門投資信託

b) U C I 以外の投資ビークル

- S I C A R、すなわち2004年法に基づくリスク・キャピタルに投資する投資法人
- 変動資本を有する年金貯蓄会社および年金貯蓄組合の形態を有する退職金機関に関する2005年7月13日法に基づく年金基金
- （その証券が一般に向けて継続的に発行される場合）証券化に関する2004年3月22日法に基づく証券化のためのビークル

2) 規制されないルクセンブルグ投資ビークル

- （その証券が一般に向けて継続的に発行されない場合）証券化に関する2004年3月22日法に基づく証券化のためのビークル
- R A I F、すなわち2016年法に基づくリザード・オルタナティブ投資ファンド
また、ルクセンブルグの商品法に基づかない、A I Fとしての適格性を有するその他の規制されないルクセンブルグ投資ビークルの設定が可能である。

本概要は、2010年法に基づくU C I T Sおよびパート ファンドに適用されるルクセンブルグ法の要約であり、ルクセンブルグの集団投資スキームに直接的または間接的に適用される多くの複雑な法令に関する詳細な分析ではない。

U C I T S およびパート ファンドに適用される法令は、各種規則、C S S F 通達およびF A Qによって補足されている。

U C I には、ルクセンブルグの法令のほか、すべての加盟国で直接的に適用される各種欧洲規則およびE S M A ガイドラインが適用される。

重要な情報

本概要是、ルクセンブルグにおいて利用可能な投資信託のすべての法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される補助的な法令に関する完全かつ包括的な記述としてみなされるべきではない。

．ルクセンブルグ投資信託の法制度と法的形態に関する基本構造

1．一般規定

1.1. 2010年法

2010年法は、UCITSをパートで、UCIをパートでそれぞれ区別して取り扱っており、全体として以下の5つのパートから構成されている。

パート UCITS（以下「パート」という。）

パート その他のUCI（以下「パート」という。）

パート 外国のUCI

パート 管理会社

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2. 2013年法

2013年法は主にAIFMの運営および認可制度を取り扱っている。規定の一部はAIFにも直接適用される。さらに、詳細な規定が、マーケティングと第三国規則を取り扱っている。

2．法的形態

2010年法パートおよびパートに従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)

2) 投資法人 (investment company)

- 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）

- 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

会社型および契約型のUCITSおよびパートファンドは、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3．契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託 (FCP)

契約型の投資信託は、FCP自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心としている。

3.1.1. FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者の責任は、それぞれの出資額に限定される。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家とFCPの関係は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般的の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家はFCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する。

3.1.2. FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が記載されることが規定されている。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式証券、無記名式証券または無券面化証券を発行する。管理会社は、約款に規定された条件に基づき、受益証券の端数に関する制限なく、端数受益証券登録簿への記載について書面による確認書を発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート ファンド（すなわち U C I T S ）の受益証券は、 F C P によりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として1か月に2度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、 C S S F 規則は、2010年法第91条に従い、 F C P の受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付 I M L 通達91 / 75（改正済）は、パート ファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として1か月に1度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設定することもできる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C P の分配方針は約款の定めに従う。

U C I T S に関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、 C S S F 規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C P の純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、 U C I T S またはパート ファンドとしての適格性を有している F C P の認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。

上記の最低額は、 C S S F 規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。

- 管理会社は、 F C P の運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、 U C I T S の場合、少なくとも1か月に2度は計算され、パート ファンドについては少なくとも1か月に1度（例外規定に従う。）は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。

(a) F C P の名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称

(b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準

(c) 分配方針

(d) 管理会社が F C P に請求する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法

(e) 公告に関する規定

(f) F C P の会計の決算日

(g) 法令に基づく場合以外の F C P の解散事由

(h) 約款変更手続

(i) 受益証券発行手続

(j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、 C S S F はこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づく F C P の保管受託銀行

A . 管理会社は、運用している F C P それぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って単独の保管受託銀行が任命されるよう確保する。約款にその名称が記載され、 C S S F に承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、 F C P の資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督機能および隨時合意されるその他の業務について責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登記上の事務所を有するか、またはその登記上の事務所が他の加盟国に所在する場合には、ルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

2010年法の定めによると、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当する種類の F C P に関する十分な経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報は、 C S S F に直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基

づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約により証明されなければならない。当該契約は、とりわけ、2010年法ならびにその他の適用ある法令、規制および行政規定に定められるとおり、保管受託銀行がその保管受託銀行として任命された F C P のために職務を遂行するのに必要とみなされる情報供給について規定するものとする。

B . 保管受託銀行は、U C I T S および個人投資家向けパート F C P に関して以下の業務を行わなければならない。

- F C P の受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- F C P の受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C P の資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C P の収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、F C P のキャッシュ・フローを適切に監視し、とりわけ F C P の受益証券の申込みに際して F C P の受益者によりまたは F C P の受益者のために行われるすべての支払が受領されるよう確保し、また、F C P のすべての現金が a) F C P 名義、F C P を代理して行為する管理会社名義または F C P を代理して行為する保管受託銀行の名義で開設され、b) 指令2006 / 73 / E C (注) 第18条第1項 a)、b) および c) に規定される法人において開設され、また、c) 指令2006 / 73 / E C 第16条に定められる原則に従って維持される預金口座に記帳されるよう確保する。

預金口座が F C P を代理して行為する保管受託銀行の名義で開設される場合、上記 b) において言及される法人の現金および保管受託銀行自身の現金は一切当該口座に記帳されないものとする。

(注) 「指令2006 / 73 / E C 」とは、投資会社の設立要件および運営条件ならびに指令の定義語についての欧洲議会および理事会指令2004 / 39 / E C を施行する2006年8月10日付委員会指令2006 / 73 / E C をいう。

C . F C P の資産は、以下のとおり、保管受託銀行にその保管を委託される。

a) 保管される金融商品に関して、保管受託銀行は、

-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、指令2006 / 73 / E C 第16条に定められる原則に従い、F C P を代理して行為する管理会社の名義で開設された保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるよう確保し、常に適用法に従い F C P に属するものであることを明確に確認できるよう確保する。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

-) F C P を代理して行為する管理会社により提供される情報または文書および入手可能な場合には外部の証拠に基づき F C P が所有権を有するか否かを判断することにより、当該資産にかかる F C P の所有権を確認し、
-) F C P が所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、当該記録を最新の状態に維持する。

D . 保管受託銀行は、定期的に、F C P のすべての資産をまとめた一覧表を管理会社に提出する。

保管受託銀行により保管される F C P の資産は、保管受託銀行または保管の職務を委託された第三者により自己の勘定で再利用されてはならない。再利用とは、保管される資産の取引（譲渡、担保設定、売却および貸与を含むが、これらに限定されない。）をいう。

保管受託銀行により保管される F C P の資産は、以下の場合にのみ、再利用が認められる。

- a) F C P の勘定で資産を再利用を遂行する場合であり、
- b) 保管受託銀行が F C P を代理する管理会社の指示を実行する場合であり、
- c) F C P の利益および受益者の利益のために再利用する場合であり、かつ、
- d) 権原譲渡契約に基づき F C P が受領する高品質かつ流動性のある担保によりカバーされる取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用される資産の市場価格にプレミアムを加えた金額以上であるものとする。

保管受託銀行および／またはFCPの資産の保管を委託されたルクセンブルグに所在する第三者が支払不能となった場合、保管される資産は、当該保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配または当該債権者の利益のための換金に利用することができない。

E. 保管受託銀行は、上記Bにおいて言及される職務を第三者に委託してはならない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cにおいて言及される職務を第三者に委託することができる。

- a) 2010年法に定められる要件を回避する目的で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、あらゆる正当な技量、配慮および注意をもって、自らの業務の一部を委託する第三者を選定および任命し、また、引き続き、あらゆる正当な技量、配慮および注意をもって、自らの業務の一部を委託した第三者および当該第三者に委託した事項に関する当該第三者の手配について定期的な見直しおよび継続的な監視を行う場合

上記Cにおいて言及される職務は、第三者が委託された業務の遂行中常に以下に該当する場合にのみ、保管受託銀行により当該第三者に委託することができる。

- a) 委託されたFCPの資産の性質および複雑性に対して適切かつふさわしい構造および専門性を有している。
- b) 上記Cのa)において言及される保管業務が以下に服している。
 - ）有効な健全性規制（最低資本要件を含む。）および該当する法域における監督
 - ）金融商品を保管していることを確保するための外部の定期的な監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることを明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を、自らの資産および保管受託銀行の資産から分離している。
- d) 第三者が支払不能となった場合に、第三者により保管されるFCPの資産が、第三者の債権者への分配または当該債権者の利益のための換金に利用されないよう確保するために必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められる一般的な義務および禁止事項を遵守している。

第3段落のb) ）にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の法人が保管することが義務付けられているものの、第3段落のb) ）に定められる委託要件を満たす現地の法人が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地の法人が存在せず、また、以下に該当する場合に限り、当該第三国の法律により要求される範囲内でのみ、自らの職務を当該現地の法人に委託することができる。

- a) 該当するFCPに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約により当該委託が義務付けられていること、委託を正当化する状況にあることおよび当該委託に伴うリスクについて十分に知らされている場合
- b) FCPを代理して行為する管理会社が、当該現地の法人に当該金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合

第三者は、その後、同一の要件に従い、それらの職務を再委託することができる。かかる場合、下記Fの第4段落は、関連する当事者について準用する。

F. 保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対して、保管受託銀行または上記Cのa)に基づく金融商品の保管を委託された第三者による紛失について責任を負うものとする。

保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、同一の種類の金融商品またはその相当額を、FCPを代理して行為する管理会社に対して、不当に遅滞することなく返還しなければならない。保管受託銀行は、当該紛失が自らの合理的な支配を超えた外部の事象により生じたものであり、これに対抗するあらゆる合理的な努力を尽くしたとしてもその結果は不可避であったことを証明できる場合には責任を負わないものとする。

また、保管受託銀行は、F C P および受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務を過失または故意により適切に履行しなかったことでF C P または受益者が被ったその他のすべての損失につき責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eにおいて言及される委託により影響を受けることはない。

上記第1段落ないし第3段落において言及される保管受託銀行の責任は、合意により免除または限定されることはない。これと矛盾する合意はすべて無効となる。

F C P の受益者は、補償の重複または受益者間の不公平な扱いを生じさせないことを条件として、直接的または間接的に、管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G . 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社および保管受託銀行の両方の立場で行為することはできない。それぞれの職務の遂行において、管理会社および保管受託銀行は、F C P および受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門性をもって、独立して、また、単独で行為するものとする。

保管受託銀行は、F C P 、受益者、管理会社および自身の間の利益相反を生じさせることがあるF C P またはF C P を代理する管理会社に関する活動を遂行してはならない。ただし、保管受託銀行が、自らの保管受託業務の遂行を自らのその他の相反する可能性のある業務から業務上および階層的に分離しており、利益相反の可能性が適切に確認、管理、監視およびF C P の受益者に開示される場合を除く。

H . 以下の場合、F C P に関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自主的に退任するか、または管理会社により解任された場合（2か月以内に行われなければならない保管受託銀行の交代までの間に、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議を開始し、支払停止に陥り、裁判所の管理下に置かれ、類似の手続の対象となり、または清算される場合
- c) 保管受託銀行の認可が監督当局により取り消された場合
- d) 約款に定められるその他のすべての場合

3.1.4. 管理会社

F C P は管理会社により管理されなければならない。

F C P に関する管理会社の義務は、以下の場合に終了する。

- a) 管理会社が退任した場合。ただし、指令2009 / 65 / E C に従い認可された別の管理会社と交代することを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣告され、債権者との和議を開始し、支払停止に陥り、裁判所の管理下に置かれ、類似の手続の対象となり、または清算される場合
- c) 管理会社の認可が監督当局により取り消された場合
- d) 約款に定められるその他のすべての場合

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009 / 65 / E C が適用されるU C I T S を運用する管理会社に関する2010年法第15章、または「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、U C I T S 管理会社は、A I F を運用する権限のあるA I F M としても認可を受けることができる。

U C I T S 管理会社およびA I F M はまた、2018年8月23日に発行されたC S S F 通達18 / 698に従う。

（さらなる詳細については、下記 . 3 項を参照のこと。）

3.1.5. 関係法人

（ ）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C P の管理会社は他の会社と投資運用契約または投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

U C I T Sについて、管理会社による投資運用の中核的権限の委託はU C I T S規則に定められた追加条件に従う。

パート ファンドについて、管理会社による委託は、別途の条件に従う。

()販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または認可された販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示が行われていなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグのU C I T Sおよびパート ファンドは、2010年法に規定されている会社の形態で設立することができる。

会社型の投資信託は、1915年法に基づき、公開有限責任会社 (sociétés anonyme) として設立されていることが多い。

規約に規定されている場合、投資法人の投資口を保有する投資主は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有しうる投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人

3.2.1.1. 2010年法に基づくS I C A V

2010年法に従い、S I C A Vの形態を有する会社型投資信託としてU C I T SおよびU C Iを設立することができる。

2010年法の下で、S I C A Vは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社 (société anonyme) として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

3.2.1.2. 2010年法に基づくS I C A Vの要件

S I C A Vに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート の対象となっており、U C I T Sに該当するS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含む、2010年法パート の対象となっているすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、それぞれ60万ユーロおよび250万ユーロを上限に引き上げることができる。
- パート S I C A Vは、125万ユーロ以上の株式資本の処分を行う必要がある。かかる最低額はS I C A V認可後6か月以内に達成されなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロに引き上げることができる。

(注) 現在はかかる規則は存在しない。

- 取締役の選任およびその変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- U C I T Sおよびパート ファンドに関して、通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資口を発行しない。
- U C I T Sおよびパート ファンドについて、規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。

- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えることなく、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（UCITSについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 規約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。
- SICAVの投資口は、無額面とする。

3.2.2. 2010年法に基づくSICAVの保管受託銀行

A . SICAVは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って単独の保管受託銀行が任命されるよう確保する。CSSFに承認された保管受託銀行は、保管受託契約に従い、SICAVの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督機能および隨時合意されるその他の業務について責任を負う。

上記 . 3.1.3項Aに記載されるFCPの保管受託銀行の条件は、SICAVの保管受託銀行にも適用される。

B . UCITSおよび個人投資家向けパート SICAVに関して、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- SICAVの投資口の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAVの規約に従って実行されるよう確保すること。
- SICAVの投資口の価格が法律およびSICAVの規約に従い計算されるよう確保すること。
- 法律またはSICAVの規約に抵触しない限り、SICAVまたはSICAVを代理して行為する管理会社の指示を実行すること。
- SICAVの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に保管受託銀行に送金されるよう確保すること。
- SICAVの収益が法律または規約に従って使用されるよう確保すること。

保管受託銀行は、SICAVのキャッシュ・フローを適切に監視し、とりわけSICAVの投資口の申込みに際して投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるよう確保し、また、SICAVのすべての現金がa) SICAVまたはSICAVを代理して行為する保管受託銀行の名義で開設され、b) 指令2006 / 73 / EC第18条第1項a)、b)およびc)に規定される法人において開設され、また、c) 指令2006 / 73 / EC第16条に定められる原則に従って維持される預金口座に記帳されるよう確保する。

預金口座がSICAVを代理して行為する保管受託銀行の名義で開設される場合、上記b)において言及される法人の現金および保管受託銀行自身の現金は一切当該口座に記帳されないものとする。

C . SICAVの資産は、以下のとおり、保管受託銀行にその保管を委託される。

a) 保管される金融商品に関して、保管受託銀行は、

-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、指令2006 / 73 / EC第16条に定められる原則に従い、SICAVを代理して行為する管理会社の名義で開設された保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるよう確保し、常に適用法に従いSICAVに属するものであることを明確に確認できるよう確保する。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

-) SICAVにより提供される情報または文書および入手可能な場合には外部の証拠に基づきSICAVが所有権を有するか否かを判断することにより、当該資産にかかるSICAVの所有権を確認し、
-) SICAVが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、当該記録を最新の状態に維持する。

D . 保管受託銀行は、定期的に、S I C A Vのすべての資産をまとめた一覧表をS I C A Vに提出する。

保管受託銀行により保管されるS I C A Vの資産は、保管受託銀行または保管の職務を委託された第三者により自己の勘定で再利用されてはならない。再利用とは、保管される資産の取引（譲渡、担保設定、売却および貸与を含むが、これらに限定されない。）をいう。

保管受託銀行により保管されるS I C A Vの資産は、以下の場合にのみ、再利用が認められる。

- a) S I C A Vの勘定で資産を再利用を遂行する場合であり、
- b) 保管受託銀行がS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を実行する場合であり、
- c) S I C A Vの利益および投資主の利益のために再利用する場合であり、かつ、
- d) 権原譲渡契約に基づきS I C A Vが受領する高品質かつ流動性のある担保によりカバーされる取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用される資産の市場価格にプレミアムを加えた金額以上であるものとする。

保管受託銀行および／またはS I C A Vの資産の保管を委託されたルクセンブルグに所在する第三者が支払不能となった場合、保管される資産は、当該保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配または当該債権者の利益のための換金に利用することができない。

E . 保管受託銀行は、上記Bにおいて言及される職務を第三者に委託してはならない。

保管受託銀行は、上記 . 3.1.3項Eに記載されるF C Pの保管受託銀行と同じ条件で、上記Cにおいて言及される職務を第三者に委託することができる。

F . 保管受託銀行は、上記 . 3.1.3項Fに記載される、F C PおよびF C Pの受益者に対するF C Pの保管受託銀行の責任と同程度まで、S I C A Vおよび投資主に対して、保管受託銀行または上記Cのa)に基づく金融商品の保管を委託された第三者による紛失について責任を負うものとする。

G . 2010年法第37条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vおよび保管受託銀行の両方の立場で行為することはできない。いかなる会社も、管理会社および保管受託銀行の両方の立場で行為することはできない。それぞれの職務の遂行において、S I C A V、S I C A Vを代理して行為する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門性をもって、独立して、また、単独で行為するものとする。

保管受託銀行は、S I C A V、投資主、管理会社および自身の間の利益相反を生じさせることがあるS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関する活動を遂行してはならない。ただし、保管受託銀行が、自らの保管受託業務の遂行を自らのその他の相反する可能性のある業務から業務上および階層的に分離しており、利益相反の可能性が適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

H . 以下の場合、S I C A Vに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自主的に退任するか、またはS I C A Vにより解任された場合（2か月以内に行われなければならない保管受託銀行の交代までの間に、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議を開始し、支払停止に陥り、裁判所の管理下に置かれ、類似の手続の対象となり、または清算される場合
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の認可が監督当局により取り消された場合
- d) 規約に定められるその他のすべての場合

3.2.3. 管理会社

会社形態の投資信託は、それぞれの適格性に応じ、2010年法第15章（U C I T S）または第16章（例えば、パート ファンド）のいずれかに服する管理会社により管理される。

U C I T S S I C A Vが管理会社を指定した場合、S I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に終了する。

- a) 指定された管理会社が自主的に退任するか、またはS I C A Vにより解任された場合。ただし、指令2009 / 65 / E Cに従い認可された別の管理会社と交代することを条件とする。
- b) 指定された管理会社がS I C A Vにより解任され、S I C A Vが自己管理型S I C A Vの形態をとることを決定した場合
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議を開始し、支払停止に陥り、裁判所の管理下に置かれ、類似の手続の対象となり、または清算される場合
- d) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の認可が監督当局により取り消された場合
- e) 規約に定められるその他のすべての場合

U C I T S 管理会社および第16章に基づく管理会社はまた、下記 . 3.4項に詳述されるC S S F 通達18 / 698に従う。

3.2.4. 関係法人

上記 . 3.1.5項「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5. 管理会社を指定しない会社型U C I T S の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、U C I T S に該当し管理会社を指定しない他の形態の会社型投資信託にも適用される。

- (1) S I C A Vが、指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合、
 - 認可の申請には、最低でもS I C A Vの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
 - S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に關し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を満たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
 - さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、U C I T S S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月を超えて活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ / または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年法が認可の取消事由として定める場合に該当する場合
- (2) . 3.2項(4)ないし(8)に定める規定は、指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と解釈される。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のための資産運用の委任を受けてはならない。

(3) 指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引および当初資本金による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有することを求める。とりわけ、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびにS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグのU C I T Sおよびパート ファンドに関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1. 2010年法

4.1.1. 複数のコンパートメントおよびクラスの構造

2010年法は、特に、複数のコンパートメントを有するU C I（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。かかるU C Iの目論見書は、各コンパートメントの特定の投資方針を記載しなければならない。

この構造は、1つの法人内に、ポートフォリオが異なる投資運用会社によって運用されているコンパートメント、または異なる種類の投資家に公開されているか、異なる報酬構造を有するコンパートメント等、それぞれが異なる投資方針またはその他の異なる特性を有するコンパートメントの設置を認める。

このような状況において、各コンパートメントは、その設立文書に別段の定めがある場合を除き、他のコンパートメントの投資ポートフォリオから分離された、特定の投資ポートフォリオに関連している。この原則に基づき、アンブレラ・ファンドは1つの法人から構成されるにもかかわらず、コンパートメントの資産は、設立文書に別段の定めがある場合を除き、そのコンパートメントの投資家および債権者に対してのみ利用可能となる。

C S S Fは、2010年法（および2007年法）に従うU C Iの運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する通達12 / 540を発行した。同通達に従い、運用開始前および再開待ちのコンパートメント等の運用中でないコンパートメントに対するC S S Fの承認は、最長18か月間有効である。

さらに、U C I内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたU C Iのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類またはヘッジもしくは分配方針について異なる特徴を持つことがある。このような構造において、原投資は投資口／受益証券のすべてのクラスに共通しているが、例えば、1つのクラスのみに対する配当の分配または投資口／受益証券の1つのクラスのみを代理するヘッジ取引の結果として、各クラスの投資口1口当たり純資産価格は異なることがある。コンパートメントとは異なり、投資口／受益証券の異なるクラスの資産および負債には区別がないということに留意しなければならない。U C I T Sの投資口クラスに関する2017年1月30日付のE S M Aの見解は、その慣行が（ ）共通の投資目的、（ ）非波及性、（ ）事前決定および（ ）透明性の4つの原則を遵守することを条件として、U C I T Sが投資口クラスレベルでデリバティブ商品を使用することができる旨を示している。これらの各種選択肢を利用する主な利点は、1つの投資信託に、異なる商品を効率的に構成できることである。

4.1.2. 2010年法に基づく投資口の発行および買戻し

規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。

2010年法の対象であるS I C A Vの発行投資口は無額面で全額払い込まれなければならない。投資口は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資

口買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産額の変動の結果自動的に変更される。

4.2. 1915年法

1915年8月10日商事会社法（改正済）は、FCPの管理会社、および（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）投資法人に対して適用される。

4.2.1. 会社設立の要件（1915年法第420 - 1条）

最低1名の投資主が存在すること。公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2. 規約の必要的記載事項（1915年法第420 - 15条）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- () 設立者の身元
- () 会社の形態および名称
- () 登記上の事務所
- () 会社の目的
- () 発行済資本および授権資本（もしあれば）の額
- () 発行時に払込済の額
- () 発行済資本および授権資本を構成する株式のクラスの記載
- () 株式の形態（記名式、無記名式または無券面の形態）
- () 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
- （注）1915年法により、現物出資による増資については、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品を出資する場合は、承認された法定監査人の監査報告書を要しないとされている。しかしながら、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
- () 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (x) 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載
- (x) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (x) 会社の存続期間
- (x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

4.2.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420 - 17条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- () 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること。
- () 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること。

4.2.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第420 - 19条および第420 - 23条）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかつた部分または25%に達しなかつた部分の会社資本の払込み、および会社が1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかつた結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあつたとしても、応募者に対し連帶して責任を負う。

. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSの概要

2010年法パートに基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および／または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

UCITSに適用される投資規則および制限は、2010年法第5章（第40条ないし第52条）に規定され、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第5章の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

投資規則および制限は、UCITSの目論見書にその詳細が記載される。

2010年法第5章に規定される投資規則および制限は、以下の規則および規制によって明確化および補完されている。

- (1) CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポート・カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (2) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。
- (3) 2008年2月19日に、CSSFは、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339（以下「通達08/339」という。）を出した。

通達08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により置き換えられる。）の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品が投資適格資産に該当するか否かを評価するにあたり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された通達08/380により改正された。

- (4) 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF通達08/356（以下「通達08/356」という。）を出した。

通達08/356は、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を取り扱っている。当該通達08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- (5) CSSF通達14/592は、ETFおよびETFを取り扱うその他のUCITSの問題、金融デリバティブ商品の使用、UCITSの担保に関する規則ならびに適格性を有する金融指標に関するESMAガイドラインのルクセンブルグにおける実施について取り扱っている。
- (6) 2018年7月21日に効力を発生し、加盟国で直接適用されるようになったMMF規則は、MMF規則の適用範囲に該当するすべてのUCIについて、MMF規則に基づくMMFとして認可を受けることを要求している。MMF規則の適用範囲に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとして適格性を有さない。

MMF規則は、
) 公的債務固定基準価額ファンド、
) 低ボラティリティ基準価額ファンド、および
) 変動基準価額ファンド（VNAV）（短期VNAVおよび標準VNAVがある。）の3種類のMMFについて規定している。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づくMMFとしての適格性を有するUCITSには追加的な投資制限が適用される。

- (7) 指令2009 / 65 / E C を実施する2010年法は、 U C I T S の合併に関する一定の規定（下記A）とともに、マスター／フィーダー構造の設定可能性（下記B）をルクセンブルグ法に導入している。
- A . 2010年法は、 U C I T S （またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関して、その法的形態にかかわらない規則を定めている。これらの規定は、 U C I T S のみに適用され、その他の種類の U C I には適用されない。2010年法に従い、 C S S F は、2010年法の一定の規定を明確化した C S S F 規則10 - 05 を採用している。
- B . U C I T S フィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別の U C I T S （以下「マスター」という。）に投資する U C I T S であると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。
- 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
 - 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
 - 事業を行う上で必須の動産または不動産

3 . U C I T S 管理会社 / 第15章に基づく管理会社

U C I T S を運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1. ルクセンブルグに登記上の事務所を有する U C I T S 管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登記上の事務所を有する U C I T S 管理会社の業務の開始は、 C S S F の事前の認可に服する。2010年法に基づき U C I T S 管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効であり、 E S M A に通知されなければならない。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または株式有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式で表章されなければならない。

1915年法の規定は、2010年法が適用除外を定めない限り、 U C I T S 管理会社にも適用される。

認可を受けた管理会社は、 C S S F によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、 C S S F は当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前に C S S F に対しなされなければならない。管理会社の設立は、 C S S F による認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、 C S S F によりメモリアルBにおいて公告される。

(2) 管理会社は、指令2009 / 65 / E C に従い認可される U C I T S の運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該指令に定められていないその他の U C I の運用であって、管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009 / 65 / E C の下でその他の加盟国において販売することはできない。

U C I T S の運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

（注）当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）

(b) 付隨的業務としての投資顧問業務ならびに U C I の受益証券に関する保管および管理事務業務

(4) 1993年法第1 - 1条、第37 - 1条および第37 - 3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

(5) 運用する U C I の資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(6) 上記(2)とは別に、ルクセンブルグに登記上の事務所を有し、2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社は、2013年法第2章に基づき、 A I F の A I F M としての認可を C S S F からも事前に取得している場合、 A I F M D に規定する範囲内の A I F の A I F M として選任されることができる。

A I F M として業務を履行する管理会社は、2013年法別表 に記載された業務および2010年法第101条に基づく認可に従う U C I T S の運用に関する追加業務にのみ従事することができる。

(注) 当該リストには、ポートフォリオ運用およびリスク管理からなる投資運用ならびにA I F MがA I Fを共同して運用する上で別途行う可能性のある「その他の業務（管理事務、販売業務およびA I Fの資産に関する業務等）」が含まれている。

A I Fに関する運用活動において、かかる管理会社は、金融商品に関する注文の受領および取次ぎを含む、2013年法第5条第4項に規定する範囲内の非中核的業務も提供することができる。

(7) かかる管理会社はいわゆる「管理会社パスポート」を用いて、その活動をクロス・ボーダーベースで行うことができる。

(8) C S S Fは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならぬ。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - () 管理会社が運用するF C P（管理会社が運用権限を委託したF C Pのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - () 管理会社が運用するU C I（管理会社が運用権限を委託したU C Iのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、規則（E U）No.1093 / 2010、規則（E U）No.575 / 2013、規則（E U）No.600 / 2014および規則（E U）No.806 / 2014を改正する、投資会社の健全性要件に関する2019年11月27日付欧洲議会および理事会規則（E U）2019 / 2033第13条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはC S S FがE U法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

(c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、管理会社が運用するU C I T Sに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を満たす少なくとも2名により決定されなければならない。

(d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

(e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

(f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分に良好な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。

(9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

C S S Fは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(10) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

(12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合
- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合
- (f) 2010年法が認可の取消事由として定める場合に該当する場合

管理会社が、(2010年法第116条に従い)集団的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を取り消す前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

(13) CSSFは、一定の適格保有を有する、管理会社の投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報および保有額に関する情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の適格保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が満たされないと判断する場合、認可を付与しない。

(14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

3.2. ルクセンブルグに登記上の事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(5)、(8)および(9)に記載される条件に適合しなければならない。

管理会社の自己資本は(8)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(2) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務付けられる。

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の勘定の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反によりUCITSまたは顧客の利益が害されるリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

(3) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、

- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
- 上記3.1項(3)の業務に関し、金融機関および一定の投資会社の不履行に関する2015年12月18日付改正法パート 表題 の規定および1993年法第22-1条に服する。

(注) 上記により当該管理会社は、ルクセンブルグにおける投資家補償スキームへの加入を義務付けられている。

- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、CSSFに適切に報告しなければならず、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限を委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をしてはならない。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章に服する管理会社は、健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定および適用するものとし、当該方針および実務は、管理会社が運用するUCITSのリスク特性、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクの負担を奨励したり、UCITSの最善の利益のために行行為する管理会社の義務の遵守を損なったりするものではないものとする。
- 報酬に関する方針および実務には、給与の固定および変動要素ならびに任意支払方式による年金給付が含まれる。
- 報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が運用するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク負担者、内部統制担当者および上級管理職やリスク負担者の属する報酬区分に該当する報酬総額を受ける従業員を含む職員群に適用されるものとする。

- (7) 管理会社は、上記(6)において言及される報酬方針を策定し、適用するにあたり、自身の規模、内部組織ならびに事業の性質、範囲および複雑性に適する方法および範囲で、以下の原則を遵守するものとする。
- a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進するものとし、管理会社が運用するUCITSのリスク特性、規則または設立文書に合致しないリスクの負担を奨励しないものとする。
- b) 報酬方針は、管理会社、管理会社が運用するUCITSおよび当該UCITSの投資家の事業上の戦略、目的、価値および利益に合致し、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
- c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監督機能の一環として採用し、当該経営陣が報酬方針の一般原則の採用および少なくとも年1回の見直しを行い、また、それらの実施につき責任を負い、監視するものとする。本項において言及される業務は、経営陣の構成員のうち、該当する管理会社において業務執行の役割を担っておらず、かつリスク管理および報酬について専門的知識を有する者によってのみ実施されるものとする。
- d) 報酬方針の実施状況については、少なくとも年1回、経営陣によりその監督機能の一環として採用された報酬に関する方針および手続の遵守に関する中心的かつ独立した内部審査が行われるものとする。
- e) 内部統制の職務に従事する職員は、同職員が統制する事業分野の業績とは無関係に、同職員の職務に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとする。
- f) リスク管理およびコンプライアンスの職務を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合には、報酬委員会の直接の監視下に置かれるものとする。
- g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個々の業績を評価する際には、個人および関連する事業部門またはUCITSの業績の評価と、それらのリスクの評価と、管理会社全体の業績結果の評価との組み合わせに基づくものとし、財務および非財務の基準を考慮に入れるものとする。
- h) 業績の評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいており、かつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社の運用するUCITSの投資家に対して推奨される保有期間を通じて分散されるよう確保するため、同期間に適した複数年の枠組みの中で行われるものとする。
- i) 保証変動報酬は例外的なものであり、新規職員の雇用時にのみ、雇用期間の最初の年に限定して支払われるものとする。
- j) 報酬総額の固定および変動要素については、適切にバランスを取るものとし、報酬の変動要素を一切支給しない可能性も含めて、変動要素を十分に柔軟な方針で運用できるようにするため、報酬の固定要素が報酬総額の大部分を占めるものとする。
- k) 契約の早期解除に関する支払は、当該契約の終了までの期間において達成された業績が反映されるものとし、当該契約の不履行については報酬を与えないように策定されているものとする。
- l) 報酬の変動要素またはプールされる報酬の変動要素を算定するために使用される業績の測定には、関連するすべての種類の現在および将来のリスクを統合するための包括的な調整メカニズムが含まれるものとする。
- m) UCITSの法制度、ファンド規則または設立文書に従うことを条件として、報酬の変動要素の大部分、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券、同等の所有権、または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の有効なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成されるものとする。ただし、UCITSの運用が管理会社の運用するポートフォリオ全体の50%に満たない場合には、かかる50%の最低限の制限は適用されない。
- 本項において言及される証券は、インセンティブを管理会社、管理会社が運用するUCITSおよび当該UCITSの投資家の利益と連携させることを目的として策定された適切な保有方針に従うものとする。本項は、下記n)に従って繰り延べられる報酬の変動要素の部分および繰り延べられない報酬の変動要素の部分のいずれにも適用されるものとする。

n) 報酬の変動要素の大部分、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、関連する U C I T S の投資家に対して推奨される保有期間を考慮して適切である期間、また、当該 U C I T S のリスクの性質と正確に合致する期間にわたり、繰り延べられるものとする。

本項において言及される期間は、少なくとも 3 年間とする。繰延べに関する取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に応じて比例して確定する。報酬の変動要素が特に高額である場合には、当該金額の少なくとも 60% は繰り延べられるものとする。

o) 变動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして持続可能であり、かつ該当する事業部門、 U C I T S および個人の業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われるか、またはそれを受けける権利が付与されるものとする。

変動報酬の総額は、通常、管理会社または該当する U C I T S の財務実績が低迷するか、または悪化した場合、現在の報酬およびそれまでに得た報酬額の支払における減額（マルス（ malus ）（等級別料率）やクローバック（ clawback ）（回収）によるものを含む。）の両方を考慮し、大幅に縮小されるものとする。

p) 年金方針は、管理会社および管理会社が運用する U C I T S の事業上の戦略、目的、評価および長期的な利益に合致するものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、 5 年間、上記 m) において定められる証券の形式で、管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合、任意支払方式による年金給付は、 5 年間の保有期間後に、上記 m) において定められる証券の形式で、当該従業員に支払われるものとする。

q) 職員は、個人的なヘッジ戦略または報酬に関する保険や賠償責任に関する保険を、その報酬に関する取決めに組み込まれるリスク調整効果を弱める目的で利用しない旨約束することを要する。

r) 变動報酬は、 2010 年法の要件を回避することを容易にするビーグルや方法を通じて支払われないものとする。

第 1 段落に定められる原則は、その専門的業務が管理会社のリスク特性または管理会社が運用する U C I T S のリスク特性に重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク負担者、内部統制担当者および上級管理職やリスク負担者の属する報酬区分に該当する報酬総額を受ける従業員を含む職員の利益のために行われる、管理会社により支払われるいかなる種類の給付にも、 U C I T S 自体により直接支払われるいかなる金額（成功報酬を含む。）にも、また、 U C I T S の受益証券または投資証券のいかなる譲渡にも適用されるものとする。

管理会社は、管理会社自身の規模、管理会社自身が運用する U C I T S の規模、管理会社自身の内部組織ならびに管理会社自身の事業の性質、範囲および複雑性が重大な場合、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務ならびにリスク管理のために生み出されるインセンティブについてその要求に適いかつ独自の判断を下すことができるような形で構成されるものとする。

指令 2009/65/E C 第 14 a 条第 4 項において言及される E S M A ガイドラインに従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連する U C I T S のリスクやリスク管理に影響を及ぼすものおよび経営陣がその監督機能の一環として下すものを含む、報酬に関する決定の準備につき責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の構成員のうち、業務執行の役割を担わない者が務めるものとする。報酬委員会の構成員は、該当する管理会社の経営陣の構成員のうち、業務執行の役割を担わない者とする。

経営陣への従業員の代表参加が労働法により定められている管理会社においては、報酬委員会に一または複数の従業員代表者が含まれるものとする。報酬委員会は、その決定を準備するにあたり、投資家およびその他の利害関係者の長期的な利益ならびに公共の利益を考慮するものとする。

(8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定された U C I T S を運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、 2010 年法第 53 条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の公用語または複数の公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

(9) 管理会社は、1993年法第1条第1項に規定する範囲の専属代理店を選任することができる。

管理会社が専属代理店の選任を決定した場合、同管理会社は、2010年法で許容される活動の範囲内で、1993年法第37-8条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に従わなければならない。

3.3. 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4. UCITS管理会社に適用される規則

CSSF規則10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、CSSFは、従前適用されていたCSSF通達12/546に置き換わる通達18/698を発行した。

ルクセンブルグのUCITS管理会社および自己管理型投資法人のみを対象としていたCSSF通達12/546と異なり、CSSF通達18/698はすべての投資ファンド運用会社（すなわちUCITS管理会社および自己管理型投資法人だけでなく、第16章に基づく管理会社、AIFMおよび2013年法第4条第1項b）が適用される内部運用されるAIFおよび登録事務代行会社の機能を行使する事業体を対象としている。

当該通達によって、CSSFは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最直近の規制慣行を確認し、投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特別な注意を払っており、特にその事業の量および性質を考慮した適切な人材が投資ファンド運用会社に供給されるようにする必要性を重視していることを指摘する。この点において、CSSF通達18/698は、（ ）投資ファンド運用会社に要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに（ ）取締役および業務執行役員が保有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該通達が投資ファンド運用会社のみならず、投資ファンド運用会社、UCITS、AIFおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員にも影響を及ぼすことを示唆する。

さらに、CSSF通達18/698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託に代わって行われた投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関するCSSFの期待を明確にする。

CSSFは、経営会議および取締役会の開催について投資ファンド運用会社が従うべき形式を要求し、運営組織およびCSSFのために作成される各種報告書についても協議する。

当該通達は、デュー・デリジェンスおよび委託先の継続した監視の要件について追加的な詳細を提供している。

さらに、CSSFは、投資ファンド運用会社に適用される内部管理、内部統制、業務機能および技術インフラの要件をMIFID会社に適用される要件により厳密に一致させている。

2019年12月20日、CSSFは、オープン・エンド型UCIの流動性リスク管理に関するIOSCO勧告を実施する通達19/733を発行した。かかる通達は、各運用UCIレベルでの強固かつ効果的な流動性リスク管理プロセスの実施のため、管理会社が（通達に付属する）IOSCO勧告を適用すること、お

より（IOSCOのウェブサイトで入手可能な）関連するIOSCOの適切な慣行を利用することについて、CSSFが管理会社に対して要望することを明確にしている。

IOSCO勧告で取り扱われている流動性リスク管理プロセスの重要な要素、すなわち、UCIの策定プロセス、UCIの日々の流動性管理および危機管理計画が、かかる通達に要約されている。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1. ルクセンブルグにおけるUCITSの認可、登録および監督

4.1.1. UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- () 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。
 - ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
 - EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- () 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- () ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定および制裁その他の行政措置に関するCSSFの決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならず、これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2. 投資家に提供するべき情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法第159条は、UCITSが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された重要投資家情報文書（UCITS KIID）を公表する義務も規定している。それは比較可能な共通の様式で記載され、個人投資家が容易に理解できる方法で表示されるものとする。

2010年法は、以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および重要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 重要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券／投資口の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

重要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するよう要求する場合はこの限りではない。

さらに、目論見書ならびに直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および重要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、それぞれ4か月以内および2か月以内に公表されなければならない。

PRIPS規則に基づき、EU圏内で個人投資家に対していわゆる「PRIPS」に係る助言、募集または販売を行う自然人および事業体は、かかる個人投資家がPRIPSへの投資を行う前に、かかる個人投資家に対して規則1286 / 2014に言及される重要情報文書（PRIPS KID）を交付することを義務付けられている。「PRIPS」とは、パッケージ型個人投資家・保険向け投資金融商品をいう。

PRIPS規則は、2018年1月1日より適用される。UCITS管理会社、自己管理型UCITS投資法人およびUCITSに係る助言または販売を行う自然人に対して、2019年12月31日までの当初移行期間が設けられたものの、2022年12月31日まで延長された。2023年1月1日以降、UCITSは、PRIPS KIDを作成する必要がある。

PRIPS規則の目的は（ ）PRIPS KID（最大でA4サイズ3ページ）を通じて、統一的かつ標準的な情報の入手を確保することにより個人投資家の保護を強化すること、ならびに（ ）PRIPS市場へのすべての参加者（PRIPSの組成、助言および販売を行う者）に対して、透明性に係る統一的な規則をEUレベルで課すことである。

PRIPSの概念には、すべての種類の投資信託（クローズド・エンド型であるかオープン・エンド型であるかを問わず、UCITSを含む。）、仕組商品（原資産の形態を問わず、仕組預金を含む。）ならびに保険ベース投資（変額保険および配当付保険を含む。）が含まれている。損害保険商品、仕組預金以外の預金、雇用主からの出資が義務付けられている個人年金商品等の少数の投資商品のみが除外されている。

UCITSの受益証券／投資口の販売に係る広告には、目論見書（および該当する場合にはUCITS KIDまたはPRIPS KID）を入手可能であることに言及し、また、それらを入手可能な場所が表示されていなければならない。

4.1.3. ルクセンブルグにおけるUCITSに適用される主な規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10 - 049（改正済）およびMMF規則（マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2017 / 1131）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009 / 65 / ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010 / 43 / EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則10 - 4（2022年7月27日付CSSF規則No.22 - 05により改正済）
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009 / 65 / ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010 / 44 / EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則10 - 5（改正済）
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF通達11 / 509（CSSF通達21 / 778により改正済）
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF通達12 / 540
- 2010年法パートに基づくUCITSの保管受託銀行として行為する金融機関および、場合により、その管理会社に代表されるすべてのUCITSに適用される規定に関連するCSSF通達16 / 644（CSSF通達18 / 697により改正済）
- SFT規則（規則（EU）No.648 / 2012を改正する、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則（EU）2015 / 2365）
- ベンチマーク規則（指令2008 / 48 / ECおよび指令2014 / 17 / EUならびに規則（EU）No.596 / 2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドの業績を測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および理事会規則（EU）2016 / 1011）（改正済）

- S F D R（金融業セクターのサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（EU）2019 / 2088（改正済））
- タクソノミー規則（規則（EU）2019 / 2088を改正する、サステナブルな投資を円滑にする枠組みの構築に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則（EU）2020 / 852）

4.2. ルクセンブルグにおけるUCITSに適用される追加的要件

() 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 2010年法パートCに従うUCITSは、上記()に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが指令2009 / 65 / ECに従う管理会社により運用され、指令2009 / 65 / ECに基づき他の加盟国の監督当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合

c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

() 販売用資料

2005年4月6日付CSSF通達05 / 177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及して、ルクセンブルグ内外の金融セクターの行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、CSSFは、2021年8月2日に公表された規則（EU）No.345 / 2013、規則（EU）No.346 / 2013および規則（EU）No.1286 / 2014を改正する、投資信託の海外販売の円滑化に関する2019年6月20日付欧州議会および理事会規則（EU）2019 / 1156（改正済）に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するESMAガイドラインの適用に関する通達22 / 795を公表した。当該通達において、CSSFは、UCITSおよびAIFのマーケティング・コミュニケーションとしての識別、UCITSまたはAIFの受益証券／投資証券の購入にかかるリスクおよび恩恵の卓越した均一的方法による記述、ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招く恐れのない特性について、共通原則を定めたESMAガイドラインを、当該マーケティング・コミュニケーションのオンラインの側面も斟酌することにより、適用しつつ統合することを確認している。

() 目論見書に記載するべき情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、UCITSの規則により、パート ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート の規定に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の本質的部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第461 - 6条第2項の特例により、SICAは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その職務遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行にあたり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務代行会社および保管銀行を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別

の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることであると述べている。長文式報告書は、一般に公開されることを予定しておらず、もっぱらUCIまたはUCIの管理会社の取締役会およびCSSFのみによる使用を目的として発行される。

リスクベースの監督を向上させる観点から、CSSFは、2021年12月末日に健全性およびマネーロンダリング/テロ資金供与の防止のための3つの通達を公表した。当該通達は、CSSF通達02/81に規定された要件の修正（および差替え）を行い、改正された要件を他の規制対象事業体（SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社）に適用を拡大する。

- CSSF通達21/788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付のCSSF規則12-02（改正済）第49条に規定されているとおり、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）が作成する新たなマネーロンダリング/テロ資金供与の防止に関する外部報告書を導入する。
- CSSF通達21/789は、すべての認可された投資ファンド運用会社、自己管理型SICAVおよび自己管理型AIFを対象とした新しい自己評価調査（以下「SAQ」という。）を導入する。また、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対する新たな要件を導入し、マネジメントレターに適用される特別の規制枠組みを定義する。
- CSSF通達21/790は、すべてのUCITS、パート ファンド、SIFおよびSICARに対して新しいSAQを導入する。また、承認された法定監査人に対する新たな要件を導入し、マネジメントレターに適用される特別の規制枠組みを定義する。

（）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定している。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML通達97/136（CSSF通達08/348により改正済）およびCSSF通達15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

（）刑事上の制裁およびその他の行政措置

ルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、一もしくは複数の取締役または投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な会計書類に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。

（1）2010年法に基づき、CSSFは、2010年法第148条第1項ないし第3項に記載される場合、下記

（2）記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート およびパート に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業
- 直前の項目において言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第5項に規定する範囲の当該事業体の業務を実質的に行う者
- （UCIが任意清算される場合）清算人

（2）かかる場合において、CSSFは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。

- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
- b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および違法行為の反復の排除を求める命令
- c) （UCIまたは管理会社の場合）UCIまたは管理会社の認可の停止または取消し
- d) 管理会社もしくはUCIの経営陣の構成員、または管理会社もしくはUCIにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの事業体もしくはその他類似の事業体の経営機能の行使の一時禁止令または（度重なる重大な法令違反の場合）永久禁止令

e) (法人の場合) 5,000,000ユーロまたは経営陣により承認された最新の入手可能な会計書類に基づく法人の年間総売上高 (法人が親会社である場合または指令2013 / 34 / EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合には、会計分野の関連するEU法に従い、年間総売上高は、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な会計書類に基づく年間総売上高または対応する種類の収益とする。) の10%を上限とする罰金

f) (自然人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金

g) 上記 e) および f) の代わりとして、法律の違反から生じた利益 (決定可能な場合) は、それが上記 e) および f) の上限金額を上回る場合であっても) 当該利益の少なくとも 2 倍の金額以下の罰金

(3) 2010年法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定 (不服申立てが存在しないものに限られる。) について当該制裁または措置を課せられた者が当該決定を知らされた後、CSSFは、不当に遅滞することなく、CSSFのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。

ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとCSSFが判断した場合、または、当該公表により金融市場の安定性もしくは継続中の調査が損なわれる場合、CSSFは、以下のいずれかを行うものとする。

- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること (当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。)。
- c) 上記 a) および b) に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合、制裁または措置を課する決定を公表しないこと。

) 金融市場の安定性が損なわれないこと。

) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

CSSFが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

(4) CSSFはまた、制裁または措置を課する決定について不服申立てが行われている場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、CSSFの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。

(5) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後 5 年から10年の間、CSSFのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。

(6) 指令2009 / 65 / ECの第99e条第2項に従い、CSSFがUCITS、管理会社またはUCITの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、CSSFは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。

さらに、CSSFは、上記(1)c) に従い、課せられたが公表されていない行政処罰 (当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。) をESMAに報告するものとする。

(7) CSSFが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、CSSFは、それらが効果的で、均衡が取れており、抑止的であることを確保するとともに、以下 (該当する場合) を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。

a) 違反の重大性および期間

b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度

c) 例えば、法人の場合には総売上高または自然人の場合には年間所得により示唆される、違反につき責任を負うべき者の財務力

- d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および（該当する場合）市場または広範な経済の機能性に対する損害（それらが特定可能な範囲に限られる。）
 - e) 違反につき責任を負うべき者によるCSSFに対する協力の程度
 - f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
 - g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた違反防止措置
- (8) CSSFは、2010年法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム（かかる違反の報告に係る連絡経路の確保を含む。）を確立する。
- (9) 上記(8)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
- a) 違反報告およびそのフォローアップの受領に関する具体的な手続
 - b) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で行われた違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不当な扱いから適切に保護すること。
 - c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日法（改正済）（注）に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること。
 - d) 追加の調査またはその後の司法手続との関連で開示が必要となる場合を除き、違反報告者においていかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- （注）個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日法は、データ保護当局を組織し、個人データの処理および当該データの自由な移動に係る自然人の保護に関する2016年4月27日付欧州議会および理事会規則（EU）2016/679を施行し、指令95/46/EC（一般データ保護規則）を廃止し、労働法ならびに公務員の昇進のための取扱い制度、条件および様式を策定した2015年3月25日付改正法を改正する2018年8月1日付ルクセンブルグ法によって廃止されたことに留意されたい。
- (10) 第1項に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる種類の責任も報告者に負わせることはない。
- (11) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部的に違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4.3. 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは約款または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- a) 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b) 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c) 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

（注）純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2. SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a) 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。

b) 資本金が、上記最低額の 4 分の 1 を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において 4 分の 1 の投資口を保有する投資主によって決定される。

4.3.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2. 清算の方法

4.3.2.1. 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を選任するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

. 2013年法に服するオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化したオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法が公布された。

() 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、（当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。AIFは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）として定義される。

a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

b) 指令2009/65/EC第5条に基づき認可を必要としない投資信託

() 2013年法は、以下のAIFMには適用されない。

a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がAIFではないことを条件とする。）

b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM

() その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF

() レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF

（それぞれを「最低限度額」という。）

AIFMは、上記()b)に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない（以下「登録済みAIFM」という。）。登録済みAIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。登録済みAIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステムック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポーラーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも1年に1度）提供しなければならない。登録済みAIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

かかるAIFMは、AIFMDパスポートによる恩恵を受けることはなく（下記 1.6項を参照のこと。）、したがって、パート ファンドの販売は引き続き各国の私募規則に服する。

1. 2013年法に基づくAIFMおよび保管受託銀行制度

1.1. AIFM

1.1.1. AIFMの概要

AIFとしての適格性を有するルクセンブルグのファンドは、認可を受けたAIFMによって運用されなければならない。ただし、以下の条件のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

AIFMとは、以下のいずれかをいう。

- a) AIFに選任された法人またはAIFに代わって選任された法人で、かかる選任により、AIFの運用に責任を負う「外部AIFM」
- b) AIFの法的形態が内部運用を認める場合およびAIFの運営組織が外部AIFMを選任しないと選択した場合には、AIF自身（その場合、AIF自身である「内部AIFM」は、AIFMとして認可されている必要がある。）

内部運用されるAIFは、2013年法別表 に定める当該AIFの内部運用業務以外の業務に従事してはならない。

外部AIFMは、2013年法別表 に定める業務およびUCITS 指令に基づく認可を条件とするUCITSの追加的運用以外の活動に従事してはならない。

前項とは別に、外部AIFMはさらに以下の業務を提供することができる。

- a) 投資家からの委託に従い、顧客毎の一任ベースで行う投資ポートフォリオ（指令2003/41/EC第19条第1項に従った年金基金および企業退職金機関が保有するものを含む。）の運用
 - b) 以下の業務から構成される付随的業務
 -) 投資顧問業務
 -) 投資信託の受益証券または投資口に関連する保管および管理
 -) 金融商品に関する注文の受領および取次ぎ
- AIFMは、2013年法第2章に基づき、以下の業務を提供する権限を有しないものとする。
- a) 前項に記載する業務のみ
 - b) 前項a)に記載する業務について権限を有しない状態での、前項b)に記載する付随的業務
 - c) AIF資産に関連する管理、販売および／またはその他活動のみ
 - d) リスク管理業務を提供しないで行うポートフォリオ運用業務（逆もまた同様）

1.1.2. AIFMの認可

ルクセンブルグ内で設立するAIFMが事業を開始するためにはCSSFの認可を必要とする。

認可申請書には、以下の情報を記載するものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に実施する者に関する情報
- b) 一定の適格保有を有するAIFMの株主またはメンバー（直接的または間接的、自然人または法人を問わない。）の身元に関する情報および保有額に関する情報
- c) AIFMの組織構成を規定する業務プログラム（2013年法の第2章（「AIFMの認可」）、第3章（「AIFMの運営条件」）、第4章（「透明性要件」）、および（該当する場合）第5章（「特定の種類のAIFを運用するAIFM」）、第6章（「EU圏のAIFMが欧州連合圏内でEU圏のAIFを販売し運用する権利」）、第7章（「第三国に関連する特別な規則」）および第

8章（「個人投資家への販売」）に基づく自己の義務の遵守をAIFMがいかに企図しているかに関する情報を含む。）

d) 報酬方針に関する情報

e) 第三者に対する業務の委託および再委託に関してなされた取決めに関する情報

さらに、認可申請書には、AIFMが2013年法第6条の規定どおりに管理することを目的としているAIFに関する情報を記載するものとする。

認可の付与により、AIFMは、特にCSSFが認可を与えるにあたり依拠する情報の重要な変更点について、当該変更の実施に先立ちCSSF宛に通知する義務を有することとなる。

さらに、ルクセングルグ法に従う投資ファンド運用会社の認可および組織に関するCSSF通達18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能を行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定（.3.4項に詳述される。）は、AIFMの認可の取得および維持のための条件を定めている。

さらに、ルクセングルグのAIFMは、CSSF通達19/733（上記.3.4項に詳述される。）にも従う。

1.2. AIFMとしても認可されている管理会社

以下の事業体は、AIFMとしての適格性を有する可能性がある。

(a) 2010年法に基づくUCITS / 第15章に基づく管理会社

(b) 2010年法（第125-1条および第125-2条）に基づく第16章に基づく管理会社

(c) 2010年法パートに基づき内部運用されているUCI

(d) 2007年法に基づき内部運用されているSIF

(e) 2004年法に基づき内部運用されているSICAR

(f) 2013年法に基づき規制されるAIFMの地位を採用する予定のその他ルクセングルグの事業体。

以下の事業体は当該地位を得なければならない。

1. 2010年法、2007年法または2004年法に基づく規制を受けないAIFに運用業務を提供するルクセングルグの事業体

2. AIFとしての適格性を有している内部運用されているルクセングルグの事業体であって、2010年法、2007年法または2004年法に基づく規制を受けないもの。

1.2.1. 「第15章に基づくAIFM」

2010年法第101条を条件とするUCITS / 第15章に基づく管理会社の主要業務は、UCITS指令に従い認可を受けたUCITSの運用である。ただし、ルクセングルグ内に登記上の事務所を有しており、かつ2010年法第15章に基づきCSSFから認可された管理会社は、CSSFから2013年法第2章に基づくAIFMとして行為するための追加的許可を取得することを条件として、AIFMDの定めるAIFのAIFMとしても選任されることがある。後者は、2013年法に規定されるすべての規則に従うことを前提とする。

AIFMとして行為する第15章に基づく管理会社の認可情報については、.3項を参照のこと。

1.2.2. その他管理会社 第16章に基づく管理会社

第16章に基づく管理会社は、管理会社およびAIFのAIFMとして行為することができる。2010年法の第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足しなければならない要件および実施可能な業務について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または株式有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式で表章されなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFに

による認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルBにおいて公告される。

A) 下記B)に記載される2010年法第125-2条の適用を害することなく、2010年法第125-1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- () AIMFDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- () AIMFDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有しているーもしくは複数の契約型投資信託、またはAIMFDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有しているーもしくは複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88-2条第2項a)に従い外部AIFMを選任しなければならない。
- () その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えないーまたは複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
 - CSSFに対し、CSSFが効率的にシステム・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88-2条第2項a)に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にCSSFに対し認可の申請を行わなければならない。

AIFMDに規定する範囲のAIF以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125-1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の運用は、付隨的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登記上の事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125-1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年法第125-1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの一または複数の業務をかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、CSSFの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(1)A)()の活動を行う2010年法第125-1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部AIFMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる一または複数の業務をかかる管理会社を代理して遂

行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88 - 2条第2項a) に規定される範囲内の外部A I F M を選任せずに、選任を受けた管理会社としてA I F M D に規定する範囲の一または複数のA I F を運用する2010年法第125 - 2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、A I F のA I F M としての認可をC S S F から事前に取得しなければならない。

2010年法第125 - 2条に記載される管理会社は、2013年法別表 に記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125 - 2条に基づき運用するA I F に関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) C S S F は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、处分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注) 現在はかかる規則は存在しない。

b) 上記a) に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。

c) 2010年法第129条第5項に該当する管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得てあり、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。

d) 管理会社の少数株主またはメンバーの身元情報がC S S F に提供されなければならない。

e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S F に通知を行う義務を負うこととなる。

(5) C S S F は、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。

a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合

b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合

c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合

d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合

e) 2010年法が認可の取消事由として定めるその他の場合に該当する場合

(6) 管理会社は、自らのために、運用するU C I の資産を使用してはならない。

(7) 運用するU C I の資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S F の承認を得なければならない。

(9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、

誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

第16章に基づく管理会社はまた、. 3.4項に詳述されるCSSF通達18/698に従う。

1.3. 委託

2013年法に基づき、AIFMは、自己に代わって業務を遂行する任務を第三者に委託することができるが、当該委託の取決めの発効に先立ち、委託の企図をCSSFに通知しなければならない。2013年法第18条に従い、下記条件が充足されなければならない。

- (a) AIFMが自らの委託構造全体について客観的な理由をもって正当化できること。
- (b) 受任者は各任務を遂行するにあたり十分なリソースを充当しなければならず、かつ当該受任者の事業を実質的に指揮する者は優れた評価を得ており、かつ十分な経験を有する者でなければならない。
- (c) 委託内容がポートフォリオ管理またはリスク管理に関するものである場合、当該委任は、資産管理を目的として認可または登録された事業者のみに与えられるものであり、かつCSSFの監督下に置かれるものでなければならないが、当該条件を充足することができない場合にはCSSFの事前承認のみが必要となる。
- (d) 委託内容がポートフォリオ管理またはリスク管理に関するもので、第三国事業者に与えられるものである場合、上記(c)の要件に加え、CSSFと当該事業者の監督当局との間の協力が確保されなければならない。
- (e) 委託によってAIFMによる監督の実効性が阻害されてしまう、特に、AIFMが投資家の最善の利益になるよう行為することまたはそのようにAIFが運営されることを阻害してはならない。
- (f) AIFMは、当該受任者が適格であって対象業務を引受ける能力を有していること、当該受任者が相当の注意をもって選出されたことを証明するとともに、AIFMが委託された業務を常に有効に監督でき、常に受任者に追加指示をすることでき、かつ、投資家の利益になる場合には当該委託を直ちに有効に取消す立場にあることを証明できなければならない。

AIFMは、継続的に、各受任者から提供された業務を精査しなければならない。

(注) AIFMは最初から、当該第三者が十分なリソースを有していること、委託された任務を適切に遂行するために必要な技術、知識および経験を有した十分な人材を採用すること、さらに、委託された任務の履行を支える適切な組織構造を有していることを確認するために、受任者に関するデュー・デリジェンスを確立するものとする。当該デュー・デリジェンス活動は、AIFMによっても継続的に遂行される。

AIFMは保管受託銀行、保管受託銀行の受任者またはその他AIFMもしくはAIF投資家の利益と相反する事業体に対し、ポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記制限は、受任者がポートフォリオ管理またはリスク管理を、自己が有するその他潜在的相反リスクから業務上および階層的に分離している場合には適用されないものとする。

AIFMのAIFに対する責任は、AIFMが自己の業務の一部を第三者に委託したことまたは再委託により影響を受けないものとする。

AIFMは、AIFの管理者であるとみなされなくなるような場合または郵便受け会社（ペーパーカンパニー）であると認識されるような場合、自己の業務のすべてを委託することはできない。

受任者が、AIFMから委託された業務を再委託しようとする場合、下記条件が充足されなければならない。

- 再委託に先立ったAIFMによる同意
- AIFMは、当該委託の実施に先立ち、再委託の取決めの条件についてCSSFに通知する。
- AIFMから受任者（第三者）に対する業務委託に関して上記に規定されるその他すべての条件が充足されなければならない。

(注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのAIFMからEU圏外の管理者に対して委託することができる場合がある。EU圏外の管理者によって最終的に（認可を受けたルクセンブルグのAIFMからの委託を通じて）運用されるルクセンブルグのAIFは、EUパスポートに基づき、EU内のプロ投資家向けに販売することが可能である。

さらに、委託に関するCSSF通達18/698の規定を遵守しなければならない。

1.4. 透明性要件

1.4.1. 投資家に対する開示

AIFMは、投資家によるAIFへの投資に先立ち、自己が運用するEU圏内の各AIFおよびEU圏内で販売する各AIFについて、AIFの規約（または、FCPの場合は約款）に従って、以下の情報およびその重要な変更を投資家が入手できるようにしなければならない。

- AIFの投資戦略および投資目的に関する説明、ならびにAIFが自己の投資戦略もしくは投資方針（または両方）を変更することができる手続に関する説明
- 投資を目的として締結済みの契約関係についての主要な法的意味の説明
- AIFM、AIFの保管受託銀行、監査人およびその他業務提供者の身元ならびにこれらの職務および投資家の権利に関する説明
- AIFMが専門家責任補償の要件を遵守する方法の説明
- 委託された運用業務および保管受託銀行から委託された保管業務の説明、受任者の身元、ならびにかかる委託から生じうる利益相反の説明
- AIFの資産評価手続および資産評価についての価格決定方法の説明
- AIFの流動性リスク管理、買戻しの権利および買戻しの取決めに関する説明
- 直接的もしくは間接的に投資家が負担することになるすべての報酬、手数料および経費、ならびにこれらの最高限度額に関する説明
- AIFMが投資家の公正な取扱いをいかに確保しているか、また、投資家が優遇措置を受けているまたは優遇措置を受ける権利を取得している場合は、かかる優遇措置の内容、かかる優遇措置を受ける投資家の種類、さらに（関連がある場合）これらの投資家とAIFまたはAIFMとの法的・経済的つながりについての説明
- 2013年法第20条に言及される、最新の年次報告書
- 受益証券または投資口の発行および販売についての手続および条件
- 2013年法第17条に従い確定された、AIFの最新の純資産価額またはAIFの受益証券もしくは投資口の最新市場価格
- 入手可能な場合、AIFの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元、AIFとプライム・ブローカー間の重要な取決めの説明、これに関する利益相反の管理の仕方、保管受託銀行との契約中のAIF資産の譲渡および再利用に関する規定、さらに、存在する可能性のあるプライム・ブローカーに対する負債の譲渡に関する情報
- AIFのポートフォリオのレバレッジ利用、リスク特性および流動性管理についての情報がいつどのように定期的に開示されるのかに関する説明

AIFが自己の目論見書において発表する必要のある情報に対する追加情報に限り、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、AIFMは投資家に対し、自らが運用するEU圏内の各AIFおよびEU圏内で販売する各AIFについて、資産の流動性、ファンドの流動性の管理の取決め、および現在のリスク特性に関する情報を定期的に開示しなければならない。

また、AIFMは、AIFによるレバレッジ利用に関する情報を開示するとともに、AIFがさらされるレバレッジの上限の変更、および転担保権またはレバレッジの取決めに基づき認められた保証内容、さらにAIFが採用したレバレッジの合計額を定期的に開示しなければならない。

さらに、AIFMは、目論見書または別途の文書を通じて、SFT規則に基づいて提供すべき情報を開示しなければならない。

1.4.2. 年次報告書

ルクセングルグ内で設立されたAIFMは、自らが運用するEU圏内の各AIFおよびEU圏内で販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書を、当該年次報告書で報告する会計年度終了後6か月以内に入手できるようにしなければならない。

年次報告書は、要請があった場合、投資家に提供するとともに、CSSFおよび適用ある場合には、AIFの設立地である加盟国が入手できるようにしなければならない。

規制市場における取引を認められているAIFは、指令2004/109/EC（注）に従い、年次報告書で報告する会計年度終了後4か月以内に年次財務報告書を公表する義務を負う。

年次報告書は監査を受けなければならず、さらに、少なくとも貸借対照表または資産負債計算書、収支計算書、当該会計年度の活動報告書、投資家に提示された情報に関する重要な変更（上記1.4.1を参照のこと。）、ならびに会計年度中にAIFMから職員に支払われた報酬総額およびAIFから支払われた成功報酬の情報を含むものとする。

（注）指令2004/109/ECとは、指令2001/34/ECを改正する、規制市場における取引を認められている証券の発行者の情報に関する透明性要件の調和に関する2004年12月15日付欧州議会および理事会指令2004/109/EC（隨時改正および補完される。）をいう。

1.4.3. CSSFに対する報告義務

2013年法第22条に従い、AIFMは定期的にCSSFに報告を行わなければならない。

かかる報告には、AIFMが運用するAIFのために取引する主要投資対象、AIFMが取引する主要市場、およびAIFMが現在取引している主な商品、AIFMが加盟している市場もしくは積極的に取引している市場の情報、ならびにAIFMが運用する各AIFの主要なエクスポートヤーおよび最も重要な投資集中の情報を含むものとする。

AIFMは、自己が運用するEU圏内の各AIFおよびEU圏内で販売する各AIFに関し、CSSFに対して以下の情報を提供しなければならない。

- 非流動性に起因する特別な取決めの対象となるAIFの資産割合
 - AIFの流動性管理に関する新たな取決め
 - 市場リスク、流動性リスク、取引先リスクおよび業務リスクを含むその他リスクを管理するためにAIFMが採用しているAIFの現在のリスク特性およびリスク管理システム
 - AIFが投資している資産の主要カテゴリーの情報
 - 2013年法のリスク管理および流動性管理に関する規定に従い実施したストレステストの結果
- AIFMの報告頻度は、AIFの構造、運用資産額および利用されたレバレッジの水準に基づく。
- AIFMの運用するEU圏内の各AIFおよびAIFMのEU圏内で販売する各AIFについて、AIFMが運用しているAIFポートフォリオの運用資産が、合計で、AIFMD第3条第2項(a)および(b)の条件に基づく基準値である100百万ユーロまたは500百万ユーロを超えるが、十億ユーロを超えない場合、半期毎に報告を行う。
 - 前項に言及される要件の対象となるAIFMの各AIFの運用資産（レバレッジ利用を通じて獲得した資産を含む。）が当該AIFについて合計で500百万ユーロを超える場合、四半期毎に報告を行う。
 - AIFMの運用するEU圏内の各AIFおよび当該AIFMのEU圏内で販売する各AIFについて、AIFMが運用しているAIFポートフォリオの運用資産が、合計で十億ユーロを超える場合、四半期毎に報告を行う。
 - AIFMの運用対象であり、かつレバレッジされていない各AIFについて、AIFMの基本投資方針に従い支配権を獲得することを目的として非上場会社および発行者に投資する場合、一年毎に報告を行う。

上記1.4.2に言及される年次報告書に加え、AIFMは要請に応じ、CSSFに対して、自らが運用しているAIFの詳細なリストを四半期末毎に提出しなければならない。

1.4.4. レバレッジに関する報告

実質ベースでレバレッジを利用しているAIFを運用するAIFMは、自ら運用する各AIFが採用しているレバレッジ全体のレベル、現金または証券の借入れによるレバレッジと金融デリバティブ商品に組込まれたレバレッジの内訳、およびレバレッジ契約に基づきAIFの資産がどの程度再利用されたかに関する情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報には、AIFMが運用している各AIFの借入金または借入証券の上位5つの調達先に関する情報および当該各AIFについて当該各調達先から受けたレバレッジの額を含めなければならない。

CSSFが、システムック・リスクを効果的に監視するために必要と考える場合、CSSFはAIFMに対し、本第1.4記載の情報のほかに追加情報を、定期的におよびその都度、提出するよう要求することができる。

1.5. 保管受託銀行

2013年法は、AIFMDに規定される範囲内に完全に該当する、AIF（非個人投資家向けパートファンドを含む。）向けの新たな保管受託銀行制度を導入した。

1.5.1. 適格性を有する保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行を導入することで、適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

当該新たな金融セクターの特殊な専門機関の業務は、1993年法により、以下のように定義されている。すなわち、（）当初の投資が行われた日から5年間において行使可能な買戻しの権利を持たず、かつ（）その基本投資方針に従い、通常2013年法第19条第8項(a)に従って保管されるべき資産に投資しないか、または、通常、発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する監督権を獲得しようと試みる（SIF（2007年法の規定の範囲内）、SICAR（2004年法の規定の範囲内）および）AIF（AIFMDの規定の範囲内）の保管受託銀行の機能の提供である。

かかる業務は、金融セクターの特殊な専門機関の通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および/または現地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前項に記載され、かつ上記条件でのみ利用可能な新たな金融セクターの特殊な専門機関に加え、適格性を有する保管受託銀行は通常、（従前の保管受託銀行制度と同様に）ルクセンブルグで設立された信用機関である。また、ルクセンブルグの投資会社は保管受託銀行制度として行為することができるが、以下の条件を充足することが前提となる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保管および管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理上の構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、CSSFによって明確にされるとおり、AIFMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非UCITSの保管受託銀行（すなわちUCITSとしての適格性を有しないUCIの保管受託銀行）は、CSSFによる保管受託銀行の任命および承認に関するCSSF通達18/697の規定に従う。

CSSF通達18/697は、グッドガバナンスの原則を定め、以下のために保管受託業務を遂行するルクセンブルグの事業体の内部組織および適切な慣行に関するCSSFの要件を詳述することにより、2013年法および/またはAIFMRの一定の側面（ならびに一定の範囲においては2007年法および/または2004年法）について追加的な詳細を明確化または提供している。

- AIFMにより運用されるAIF
- 非個人投資家向けパートファンド
- 該当する場合、AIFとしての適格性を有しないSIFおよびSICARならびにAIFとしての適格性を有し、登録済みAIFMにより運用されるSIFおよびSICAR

1.5.2. 義務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するAIFの保管受託銀行は、その義務および責任について、2013年法およびAIFMRに規定される保管受託銀行制度に従わなければならない。

かかる保管受託銀行制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- AIFの資産の保管義務
- AIFのキャッシュ・フローを監視する義務
- 一定の監督業務

保管受託銀行自らが行わなければならない監督およびキャッシュ・フロー監視業務と異なり、保管受託銀行は一定の条件に基づき保管業務の全部または一部を委託する権限を有している。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保管の対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、AIFまたはAIFを代理して行為するAIFMに対し、不当に遅滞することなく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、AIFMDの第21条第13項に従い、また、いくつかの例外を条件として、保管受託銀行の責任は、自己の業務の第三者への委託による影響を受けない。

さらに、保管受託銀行は、2013年法に基づくその義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、AIFまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、AIFまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6. AIFの国際的な販売および運用

2013年法の第6章（「EU圏のAIFMが欧州連合圏内でEU圏のAIFを販売し運用する権利」）および第7章（「第三国との関連での具体的な規則」）に規定のとおり、認可を受けたAIFMは、AIFMDに規定されたパスポート制度に基づき、ルクセンブルグおよびその他加盟国の専門投資家にAIFを販売することができる。かかる規定はまた、認可を受けたAIFMが当該AIFを国際的に運用する場合にも適用される。

かかる販売および運用は、規制当局同士の通知制度を利用して達成されるため、AIFMは、AIFを販売または運用するためにホスト加盟国から認可を取得する必要も、販売を希望する各加盟国の関連する国内要件を充足する必要もない。

さらに、2021年7月21日法により改正された2013年法第28-1条および第28-2条によって法制化されたAIFMD第30a条に従い、EU圏のAIFMによる欧州連合圏内のプレマーケティングの条件および通知手続が導入された。

2. 2013年法を条件としたオルタナティブ投資ファンドの導入

2.1. 2010年法に基づくパート ファンド

2.1.1. 概要および範囲

上記のとおり、すべてのパート ファンドは2013年法の定めるAIFとして適格である。2010年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するものの、2010年法のパート に該当するUCITSの適格性を有さず、パート として規制されるファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売するUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則を適用することがその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2. ルクセンブルグのパート ファンドの投資制限

UCITSに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定されうる。

（注）かかる規則は未だ出されていない。

IML通達91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、O E C D 加盟国もしくはその地方自治体、またはE C の地域規模もしくは世界規模の公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、オープン・エンド型U C I がパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、当該U C I の受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでC S S F とともに協議することができる。

上記 . 2 項に記載されるとおり、M M F 規則は、M M F 規則の適用範囲に該当するすべてのU C I について、M M F 規則に基づくM M F として認可を受けることを要求し、M M F の種類に応じて、M M F 規則に基づくM M F としての適格性を有するパート ファンドには追加的な投資制限を課す。

2.1.3. 管理会社およびA I F M

すべてのパート ファンドは単独のA I F M によって運用されなければならないが、かかるA I F M は、ルクセンブルグ内に設立され、2013年法第2章に基づき権限を得ているA I F M またはその他加盟国もしくは第三国に設立され、指令2011 / 61 / E U第 章に基づき権限を得ているA I F M であるものとする。

パート ファンドは、2013年法により、() 当該パート ファンド運用の責任者であるA I F M を別途任命することで外部運用するか、または() 当該ファンドの法的形態上内部運用が許可されている場合で、その運営組織が外部A I F M を任命しないと選択した場合、内部運用することができる。後者の場合、パート ファンド自体がA I F M であると認識されることになり、さらに、当該パート ファンドは() A I F M に適用される2013年法上の義務すべてを遵守すること、および() 2013年法に基づく認可要請を提出することが義務付けられる。

2.1.3.1. 第15章に基づく管理会社およびA I F M

かかるパート ファンドを運用する管理会社についての条件は、上記に規定されている。

2.1.3.2. 第16章に基づく管理会社およびA I F M

上記の文言は、原則として、パート ファンドを運用する第16章に基づく管理会社に適用される。

2.1.4. パート ファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1. 認可および登録

パート ファンドは、その業務を実施するために、事前にC S S F から認可を取得しなければならない。

パート ファンドは、C S S F が設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件に加え、2013年法第3条に規定される免除を条件として、パート ファンドは、2010年法第88 - 2 条第2項a) に従って選任されたその外部A I F M が同条に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパート ファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加え、2013年法第3条規定の適用除外を条件として、ファンド自体が2013年法第2章に従いA I F M として認可されなければならない。

パート ファンドの取締役は、優れた評価を十分に得ており、かつ十分な経験を有していなければならない。当該取締役およびその後任者に関する身元は、C S S F に報告されなければならない。

認可されたパート ファンドは、C S S F によってリストに記入される。

2.1.4.2. 投資家に提供するべき情報

2010年法第150条は投資信託の目論見書ならびに年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法は、以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自らの運用する各 F C P のために、その目論見書およびそれらの変更ならびに年次報告書および半期報告書を C S S F に送付しなければならない。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書に記載された方法により入手できる。
- 監査済年次報告書は6か月以内に公表されなければならず、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

A I F M D に規定される範囲内に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可された A I F M によって運用されているかまたは内部運用 A I F M として適格性を有する（下記を参照のこと。）のパート ファンドについては、2010年法および2013年法により投資家に対する追加開示が義務付けられている。

. 4.1.2項に詳述されるとおり、2023年1月1日より、E U 圈内で個人投資家に対していわゆる「P R I I P s」に係る助言、募集または販売を行う自然人および事業体は、かかる個人投資家が P R I I P s への投資を行う前に、かかる個人投資家に対して P R I I P s K I D を交付することを義務付けられている。

P R I I P s 規則は、2018年1月1日より適用される。U C I T S 管理会社、自己管理型 U C I T S 投資法人および U C I T S に係る助言または販売を行う自然人に対して、2022年12月31までの当初移行期間が設けられた。2018年1月1日より前から U C I T S K I D を発行しているパート ファンドも、かかる既得権期間を利用することができる。2023年1月1日以降、個人投資家に助言、募集または販売されるパート ファンドは、P R I I P s K I D を作成する必要がある。

パート ファンドの受益証券 / 投資口の販売に係る広告には、目論見書（および該当する場合には U C I T S K I D または P R I I P s K I D ）を入手可能であることに言及し、また、それらを入手可能な場所が表示されていなければならない。

2.1.4.3. ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的要件

() 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグの U C I が活動を行うためには事前に C S S F の認可を受けなければならない旨を規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S F が設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨を規定している。

() 販売用資料

2005年4月6日付 C S S F 通達05 / 177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るために C S S F に提出する必要はないものとされている。ただし、C S S F の監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及して、ルクセンブルグ内外の金融セクターの行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、C S S F は、2021年8月2日に公表された規則（E U ）No.345 / 2013、規則（E U ）No.346 / 2013および規則（E U ）No.1286 / 2014を改正する、投資信託の海外販売の円滑化に関する2019年6月20日付欧洲議会および理事会規則（E U ）2019 / 1156（改正済）に基づくマーケティング・コミュニケーションに関する E S M A ガイドラインの適用に関する通達22 / 795 を公表した。当該通達において、C S S F は、U C I T S および A I F のマーケティング・コ

ミュニケーションとしての識別、UCITSまたはAIFの受益証券／投資証券の購入にかかるリスクおよび恩恵の卓越した均一的方法による記述、ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招く恐れのない特性に関して、共通原則を定めたESMAガイドラインを、当該マーケティング・コミュニケーションのオンラインの側面も斟酌することにより、適用しきつ統合することを確認している。

() 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の本質的部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第461 - 6条第2項の特例により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（*réviseur d'entreprises agréé*）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その職務遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行にあたり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（*réviseur d'entreprises agréé*）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務代行会社および保管銀行を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみるとことであると述べている。

リスクベースの監督を向上させる観点から、CSSFは、2021年12月末日に健全性およびマネーロンダリング／テロ資金供与の防止のための3つの通達を公表した。当該通達は、CSSF通達02/81に規定された要件の修正（および差替え）を行い、改正された要件を他の規制対象事業体（SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社）に適用を拡大する。

- CSSF通達21/788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付のCSSF規則12-02（改正済）第49条に規定されているとおり、承認された法定監査人（*réviseur d'entreprises agréé*）が作成する新たなマネーロンダリング／テロ資金供与の防止に関する外部報告書を導入する。
- CSSF通達21/789は、すべての認可された投資ファンド運用会社、自己管理型SICAVおよび自己管理型AIFを対象とした新しい自己評価調査（以下「SAQ」という。）を導入する。また、承認された法定監査人（*réviseur d'entreprises agréé*）に対する新たな要件を導入し、マネジメントレターに適用される特別な規制枠組みを定義する。

- C S S F 通達21 / 790は、すべてのU C I T S、パート ファンド、S I F およびS I C A R に対して新しいS A Q を導入する。また、承認された法定監査人に対する新たな要件を導入し、マネジメントレターに適用される特別な規制枠組みを定義する。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S F に提出しなければならない旨を規定している。

2010年法第147条は、C S S F が、U C I に対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C I の帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L 通達97 / 136 (C S S F 通達08 / 348により改正済) およびC S S F 通達15 / 627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S F に提出しなければならない。

() 違反に対する刑事上の制裁

ルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、一もしくは複数の取締役または投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な会計書類に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される（さらなる詳細については、上記 . 4.2項()を参照のこと。）。

2.1.5. 保管受託銀行

パート ファンドの資産は、単一の保管受託銀行に保管を委託しなければならない。かかるパート ファンドの発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への受益証券 / 投資口の販売が認められているか否かにより、異なる保管受託銀行制度が適用される。

個人投資家向けパート ファンドに関しては、. 3 項に詳述されるU C I T S 向けの保管受託銀行制度が適用される。

非個人投資家向けパート ファンドに関しては、. 1.5 項に記載されるA I F M D における保管受託銀行制度が適用される。

2.1.6. 清算

上記 . 4.3項「清算」の記載内容は、2010年法に基づくパート ファンドの清算にも適用される。

. ルクセンブルグの投資ファンドに適用されるサステナブルな金融規制

1. S F D R

S F D R は、2021年3月10日に発効した。S F D R は、金融市場参加者（「金融市場参加者」または「F M P s」の定義には、U C I T S 管理会社およびA I F M を含む。）が管理する金融商品（U C I T S およびA I F M 等）に関するサステナビリティ・リスクの統合、サステナビリティの悪影響の検討およびサステナビリティ関連情報の提供に関する透明性要件を規定するものである。

S F D R は、「事業体レベル」すなわちU C I T S 管理会社およびA I F M のレベル、および「金融商品レベル」すなわち関連するU C I T S 管理会社またはA I F M が運用する投資ファンドのレベルで、特定の開示を行うことを要求している。

(i) S F D R 第8条に基づき環境的および/または社会的特性を促進し、E S G 手法を何らかの形で投資戦略に組み込んでいる投資ファンドで、目論見書に開示されている投資ファンドの投資方針においてその旨を開示している投資ファンドの多くを含む見込みであり、または() S F D R 第9条に基づきサステナブルな投資目標を有する投資ファンド（炭素排出削減を目的とするファンドを含む。）については、追加の開示が必要となる。

その主な目的の一つは、金融商品間の比較可能性を確保し、いわゆる「グリーンウォッシング」を防止するために、これらの開示要件を調整することである。

S F D R は、指令2009 / 65 / E C およびA I F M D に基づく開示要件を補完し、既存の法的規制上のU C I T S およびA I F M D の枠組みに統合されている。

2022年4月6日、EU委員会は、欧州議会および理事会規則（EU）2019/2088を補完する2022年4月6日付委員会委任規則（EU）2022/1288を採択した。これは、「著しい損害を与えない」という原則に関連する情報の内容および提示の詳細を定める規制上の技術的基準であり、サステナビリティの指標およびサステナビリティの悪影響に関する情報の内容、方法論および提示を定め、ならびに契約前の文書、ウェブサイトおよび定期報告書における環境的または社会的特性および持続可能な投資目標の促進に関連する情報の内容および提示を定めるもの（以下「SFDR RTS」という。）である。これらは2023年1月1日から適用される。

SFDR RTSには、SFDRの多くの規定に関する詳細な実施措置が含まれている。SFDR RTSは、2つの主要分野、（）投資判断の主な悪影響に関する考慮すべき持続可能性要因のリストを導入すること、および（）SFDR第8条および第9条により要求されている目論見書の開示事項のうち、関連する開示の比較可能性を高めるために所定のテンプレート形式で開示することを対象としている。

SFDR RTSは、金融商品が化石ガスおよび／または原子力に投資するか否かを識別するための「イエス／ノー」の質問を追加することとなる、契約前および定期的な開示テンプレートの付属書類を含む新たなRTSによって改正されている。

2. タクソノミー規則

2022年1月1日以降（気候変動関連の環境目標に関して）、SFDRの開示要件にタクソノミー規則が追加された。タクソノミー規則は、金融システムのすべての関係者に共通の定義と言語を提供する、サステナブルな活動のための明確かつ詳細なEUの分類システムまたはタクソノミーの確立を目指している。

タクソノミー規則は、どのような経済活動が環境的に持続可能であると適格性を付与されることについて、普遍的な枠組みを定義している。投資の環境的持続可能性を判断するために、環境的に持続可能な経済活動の基準が、どのように、どの程度使用されているかに関する追加的な開示要件が含まれている。

投資ファンド運用会社（UCITS管理会社およびAIFMを含む。）および金融商品を提供する機関投資家は、投資の環境的持続可能性を判断するために、環境的に持続可能な経済活動の基準が、どのように、どの程度使用されているかを開示する必要がある。開示された情報により、投資家は、環境的に持続可能な経済活動に対する投資資金の割合を、すべての経済活動に対する割合として理解し、投資先の環境的持続可能性の程度を理解するべきである。

金融商品（UCITSおよびAIF等）が環境目標に寄与する経済活動に投資する場合、開示される情報は、投資を行う金融商品が貢献する環境目標を明記すべきであり、投資を行う金融商品が環境的に持続可能な経済活動にどのように、またどの程度資金提供を行うものであるか（支援活動および移行活動それぞれの割合の詳細を含む。）を明記すべきである。

SFDRと同様に、タクソノミー規制は、透明性を高め、環境的に持続可能な経済活動に資金提供する投資割合について、FMPsが末端投資家に対して客観的な比較ポイントを提供することを目的としている。タクソノミー規則は、契約前および定期的な透明性ならびにウェブサイトによる透明性に関する規則についてSFDRの開示要件を補完するものである。

タクソノミー規則を補完するその他の委任法令が、欧州レベルでは公表されている。

欧州およびルクセンブルグのレベルでは、新規または変更された規制要件を市場に伝えるために、Q&AまたはFAQが定期的に発行されている。

独立監査人の報告書

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
ガブリエル・リップマン通り、1B
ミュンスバッハ L - 5365
株主各位

意見

我々は、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）の2022年12月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される財務書類を監査した。

我々は、財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、これらの財務書類は、当社の2022年12月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の運用成績を、真実かつ適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日付の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および「金融監督委員会（以下「CSSF」という。）」によりルクセンブルグで採用された国際監査基準（以下「IAS」という。）に従って監査を行った。2016年7月23日法およびCSSFによりルクセンブルグで採用されたIASの下での我々の責任については、我々の報告書中の「財務書類に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、CSSFによりルクセンブルグで採用されている国際会計士倫理基準審議会が発行する専門的会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）および我々による財務書類の監査に関連する倫理的要件に従って、当社から独立の立場にあり、これらの倫理要件に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、入手した監査証拠が我々の意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に準拠した財務書類の作成および公正な表示について、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について、責任を負っている。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の前提の会計基準を使用する責任を負う。ただし、取締役会が当社の解散もしくは事業の中止を意図している、または現実的にその他に選択肢がない場合を除く。

財務書類に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重大な虚偽記載がないかどうかにつき合理的な確信を得ること、および我々の意見を含む監査人による報告書を発行することにある。合理的な確信は高い程度の確信ではあるが、重大な虚偽記載が存在する場合に、2016年7月23日法およびCSSFによりルクセンブルグで採用されたIASに準拠して実施される監査が常にそれを発見するという保証ではない。虚偽記載は、不正または誤謬により生じることがあり、個々にまたは全体として、かかる財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重大と思料される。

2016年7月23日法およびCSSFによりルクセンブルグで採用されたIASに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、専門的懐疑心を保持する。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを認識および評価し、かかるリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切な監査証拠を得る。不正は共謀、偽造、意図的な遺漏、不正表示または内部統制の無効化を伴うことがあるため、不正に起因する重大な虚偽記載を見逃すリスクは、誤謬に起因する場合より高い。
- ・状況に適した監査手続を策定するために監査に関する内部統制についての知識を獲得する。ただし、当社の内部統制の有効性についての意見を表明することを目的とするものではない。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会により行われた会計見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会による継続企業の前提の会計基準の使用の適切性、および入手した監査証拠に基づき継続企業として存続する当社の能力に重大な疑いを投げかけることがある事象または状況について重大な不確実性が存在するかどうか結論を下す。重大な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、連結財務書類における関連する開示につき我々の監査人による報告書において注意を喚起する必要があり、また当該開示が不十分であった場合には、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、監査人による報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況により、当社が継続企業として存続しなくなることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構造および内容について評価し、また、財務書類が、適正表示を達成する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は、ガバナンスの担当者と、とりわけ、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に認識した内部統制における重大な不備を含む重要な監査所見に関してコミュニケーションをとる。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

[署名]
アレキサンダー・カステンドゥーシ

ルクセんブルグ、2023年4月17日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Shareholders

Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.
1B, Rue Gabriel Lippmann
L-5365 Munsbach

Opinion

We have audited the financial statements of Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 December 2022, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2022, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.

- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the consolidated financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Alexander Kastendeuch

Luxembourg, 17 April 2023

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。